

平成22年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(行ウ)第5号 政務調査費返還代位請求事件

口頭弁論終結日 平成21年10月23日

判 決

青森県弘前市

原 告

青森県弘前市

原 告

青森県弘前市

原 告

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

被 告 弘 前 市 長

相 馬 錫 一

訴訟代理人弁護士 三 上 雅 通

主 文

別紙主文目録記載のとおり

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙請求の趣旨目録記載のとおり

第2 事案の概要

本件は、青森県弘前市の住民である原告らが、平成17年度当時の同市議会議員24名が同市から同年度分として交付を受けた政務調査費の全部又は一部を違法に支出したとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記議員らに対して、違法に支出された額と同額の不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求をすることを求めた住民訴訟である。

- 1 前提事実(証拠番号を掲記しない事実は争いがない。)

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも弘前市の住民である。

イ 被告は、弘前市長である。なお、弘前市は、平成18年2月27日、旧岩木町及び旧相馬村と合併し、現在の弘前市となっている（以下、合併前の旧弘前市及び合併後の現在の弘前市を通じて、単に「弘前市」という。弁論の全趣旨）。

ウ 吉田銀三、蒔苗幸男、藤田昭、柳田誠逸、山崎和也、宮本隆志、木村定光、一戸兼一、三上秋雄、谷川政人、工藤良憲、三上惇、金谷昭、松橋武史、山谷秀造、工藤力、下山文雄、藤田隆司、福士博嗣、高谷友視、成田善一、工藤栄弥、町田藤一郎及び工藤光志は、平成17年度当時、いずれも弘前市議会議員であった者である（以下、同姓の者を除き、各人につき、「吉田議員」、「蒔苗議員」等といい、上記24名を併せて「吉田議員ら」という。）。

(2) 政務調査費の支出

吉田議員らは、弘前市議会議長に対し、弘前市から平成17年度分の政務調査費（以下、「本件政務調査費」という。）として交付を受けた各72万円について、別紙「科目」欄記載の各科目の費用として同「科目総額」欄記載の各金額をそれぞれ支出した旨報告した（下記(5)の訂正後のものを含む。

甲B1の1, 2の1, 4の1, 5の1, 6, 7の1, 8の1, 9の1, 10の1, 11の1, 12の1, 14の15の2, 15の7の2, 16の1, 17の1, 18の3, 19の1, 20の1, 21の1, 22の1及び2, 23の1, 24の13の2, 25の1, 乙44の2)。

本件訴訟係属後、吉田議員らは、上記支出の内訳について、別紙「支出額」欄記載の各金額を同「内訳」欄記載の各使途のために支出したと説明している（甲B1, 2, 4ないし25, 乙1ないし44（いずれも枝番号があるものは枝番号を含む。))。

(3) 政務調査費に関する諸規定の内容

ア 地方自治法の規定

平成17年度当時の地方自治法100条13項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条14項は、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

イ 弘前市議会政務調査費の使途の限定及び使途基準

これを受けて定められた弘前市議会政務調査費の交付に関する条例（以下、平成17年度当時の同条例を「本件条例」という。甲A8, 18）においては、「議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定されている（6条）。そして、弘前市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下、平成17年度当時の同規則を「本件規則」という。甲A9, 19）によれば、政務調査費の使途基準（以下、「本件使途基準」という。）は、次のとおりである（5条）。

項 目	内 容
(ア) 研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するため要する経費（会場費、器材借上費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費等）
(イ) 調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査等に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）

- (ウ) 資料作成費 議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代，翻訳料等）
- (エ) 資料購入費 議員の行う調査研究活動のため必要な図書，資料等の購入に要する経費
- (オ) 広報費 議員が行った調査研究結果の報告並びに議会活動及び市の政策について地域住民にPRするために要する経費（広報紙，報告書印刷費，送料，会場費等）
- (カ) 会議費 議員が地域住民の市政に関する要望及び意見を吸収するための会議及び会派の政策等を審議するための会議に要する経費（会場費，器材借上費，印刷費，茶菓子代等）
- (キ) 人件費 議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
- (ク) 事務所費 議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料，維持管理費，リース代等）
- (ケ) 雑費 上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

ウ 議員の収支報告書の作成・提出義務等

政務調査費の交付を受けた議員は，当該年度分の政務調査費に係る収入及び支出について，収支報告書を作成し，これを交付に係る年度の翌年度の4月30日までに議長に対して提出し（本件条例7条1項），議員でなくなったときは，議員でなくなった日から30日以内にその収支報告書を提出しなければならない（同条2項）。また，議長は，市長に対し，提出された収支報告書の写しを送付しなければならない（同条3項）。

エ 議員の会計帳簿及び書類の保管義務等

議長は、提出された収支報告書を当該政務調査費の交付に係る年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない（本件条例9条）。また、政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の収入及び支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等支出を明らかにする書類を整理し、当該会計帳簿及び書類を当該政務調査費の交付に係る年度の翌年度の4月1日から5年間保管しなければならない（本件規則7条）。

オ 議員の残金返還義務

政務調査費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残金を返還しなければならない（本件条例8条）。

(4) 住民監査請求及び監査委員による監査結果

原告らは、平成19年1月30日、弘前市監査委員に対し、吉田議員らの平成17年度分の政務調査費（本件政務調査費）の支出について、違法又は不当な支出が含まれているなどとして、地方自治法242条1項の規定に基づいて住民監査請求を行ったが、同市監査委員は、平成19年3月28日付けで、同住民監査請求を却下した（甲A6、7の1ないし3）。原告らは、同月29日にその旨の通知を受け、同年4月12日、本件訴訟を提起した。

(5) 本件政務調査費の一部返還等

ア 三上惇議員は、本件訴訟係属後の平成21年6月24日付けで、本件政務調査費に係る収支報告書の記載を訂正した上（乙44の2）、同年7月1日、弘前市に対し、2万5234円を返還した（乙44の3及び4）。

なお、訂正後の収支報告書においては、研究研修費が42万0994円から12万0259円に、調査旅費が26万2084円から16万1030円に、合計額が109万6555円から69万4766円に、残額が0円から2万5234円にそれぞれ訂正されている。

イ 金谷議員は、本件訴訟係属後の平成20年2月18日付けで、本件政務調査費に係る収支報告書の記載を訂正したところ（甲B14の15の1及び2）、訂正後の収支報告書においては、調査旅費が13万0800円から16万6800円に、資料購入費が12万6850円から24万9713円に、事務所費が43万6420円から48万2073円に、雑費が6767円から6242円に、合計額が76万5837円から96万9828円に訂正され、備考欄の記載の一部も訂正されている。

ウ 松橋議員は、本件訴訟係属後の平成20年2月7日付けで、本件政務調査費に係る収支報告書の記載を訂正したところ（甲B15の7の1及び2）、訂正後の収支報告書においては、調査旅費が9万5092円から13万1092円に、人件費が24万円から18万円に、事務所費が24万円から24万2607円に、合計額が100万4934円から98万3541円に訂正され、備考欄の記載の一部も訂正されている。

エ 下山議員は、平成18年10月24日付けで、本件政務調査費に係る収支報告書の記載を訂正した上（甲B18の2及び3）、同年11月17日、弘前市に対し、29万3577円を返還した（弁論の全趣旨）。

なお、訂正後の収支報告書においては、研究研修費から広報費までの計上金額が、そのまま調査旅費から会議費までに移記されているほか、人件費30万円が削除されており、合計額が72万6423円から42万6423円に、残額が0円から29万3577円にそれぞれ訂正されている。

オ 町田議員は、本件訴訟係属後の平成20年1月30日付けで、本件政務調査費に係る収支報告書の記載を訂正したところ（甲B24の13の1及び2）、訂正後の収支報告書においては、研究研修費が28万2000円から21万5000円に、合計額が88万5728円から81万8728円に訂正され、備考欄の記載の一部も訂正されている。

2 争点及び当事者の主張

(1) 吉田議員らによる本件政務調査費の支出の違法性

ア 原告らの主張

弘前市議会の各議員に対して交付される政務調査費は、地方自治法232条の2に定める補助金に由来するものであるから、その支出は「公益上必要がある場合」に限り認められるものであり、また、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」のであるから、議員の行う調査研究活動のうち、弘前市政に関わりのあるものだけに限り、その活動に要した実費についてのみ支出することができるものと解されるところ、吉田議員らによる本件政務調査費の支出には、別紙「原告らの主張」欄記載のとおり違法な支出がある。

イ 被告の主張

吉田議員らによる本件政務調査費の支出の中に違法なものが含まれているとの原告らの主張は否認する。

政務調査費は、平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正により新たに法制化されたものであり、地方自治法232条の2の補助金ではない。

(2) 被告の不当利得返還請求の懈怠の違法性

ア 原告らの主張

被告は、議員に交付された政務調査費の支出が本件用途基準に合致しているか否かについて疑われる事情がある場合には、これを調査し、その結果、本件用途基準に合致しない支出がされていた場合には、その返還を求める義務を負う。弘前市議会議員に交付された政務調査費については、これまでの原告らによる4度の提訴の結果、一部の議員において違法な支出が行われている事実が繰り返し明らかにされており、各議員の支出が本件用途基準に合致しているか否かについて疑われる事情があるばかりか、本件政務調査費に係る収支報告書においても、一見して計上した科目と合致

しない記載等があるにもかかわらず、被告は、吉田議員らによる本件政務調査費の違法支出について、帳簿や領収書に基づく調査を行っておらず、不当利得返還請求権の行使を違法に怠っている。

イ 被告の主張

原告らは、各議員による本件政務調査費の支出が本件用途基準に合致しない「可能性がある」などと主張するが、この程度の理由だけでは、当該支出が違法であるとはいえない。また、原告らは、各議員による本件政務調査費の支出について、これを政務調査費としての使用分とそれ以外の使用分とに按分すべきであるなどとも主張するが、被告は、行政に携わる者として、法規に基づいてその事務を行うことを義務付けられており、原告ら主張のような認定を行うことなど、被告の職責として到底なしうることではない。

したがって、被告が不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているということはできない。

第3 争点に対する判断

1 吉田議員らによる本件政務調査費の支出の違法性について

地方自治法が、議員の調査研究に資するため必要な経費として議員等に政務調査費を交付することができるものとしているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。しかし、他方で、地方自治法が、政務調査費の交付を受けた議員等に対して収支報告書の提出を義務付けているのは、情報公開を促進する見地から、その用途の透明性を確保しようとする趣旨と解され、また、本件条例6条及び本件規則5条が政務調査費の用途につき細目にわたる本件用途基準を定め、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることを禁じていること、本件規則7条が政務調査費の交付を受けた議員に

対し、政務調査費に係る会計帳簿の調整や領収書等の支出を明らかにする書類の整理を義務付け、当該会計帳簿及び書類の保管を義務付けていることに照らすと、政務調査費が上記説示の趣旨に従って適正に使用されなければならないことも明らかであって、議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に基づき、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と判断することができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。

そして、上記諸規定に加え、政務調査費の具体的な使途や金額について最もよく把握しているのは、政務調査費の交付を受けてこれを支出した当該議員自身であることからすると、当該議員が、政務調査研究活動に資する費用として支出したことについて、本件規則7条により整理保管を義務付けられている領収書等の資料を保管しておらず、これを示すことができない場合には、原則として、その支出を正当な政務調査費の支出であるということはできず、また、当該支出に係る領収書等が提出されたとしても、その領収書の作成者の住所の記載が欠けるなどして第三者による事後的な検証が困難であるような領収書に係る支出や、領収書の記載からは政務調査との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないような支出についても、これを正当な政務調査費の支出であるということはできない。さらに、議員の活動に伴う支出には、本件使途基準に合致し政務調査費と認められる部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分（例えば議員の後援会活動に関する部分等）が混在しており、その合理的な区分が困難なものもあり得るが、このような場合、その全額を政務調査費とするのは相当でないことが明らかであるから、社会通念上相当な割合による按分をして政務調査活動に資する費用の金額を確定するのが相当である。

なお、当該支出が政務調査費の使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、上記説示のとおり、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その調査研究活動が弘前市政に関連するものであるか否かに

についての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、本件規則7条により整理保管を義務付けられているところの会計帳簿及び領収書等の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に上記の判断を行うのが相当である。また、各議員の支出に係る上記判断にあたっては、本件規則7条により各議員において会計帳簿及び領収書等の整理保管が義務付けられていることに鑑み、当該議員自身が提出した資料及び説明のみに基づいて本件使途基準に合致するか否かを判断するのが相当である。

2 争点(1) (各議員による支出の違法性) について

(1) 吉田議員 (別紙番号1) について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする21万0557円(甲B1の1)のうち、那須塩原における調査に係る費用3万6750円(甲B1の2)については、領収書(甲B1の3)が提出され、水路での発電装置の実態に係る調査旅費であると説明されており(甲B1の2及び3)、これに疑問を挟むべき事情は窺われないから、本件使途基準に合致する支出と認める。他方、富山市及び掛川市における視察に係る費用5万8110円(甲B1の2)については、領収書(甲B1の4の3)が提出され、雪対策及び地産地消調査に係る調査旅費であるとされている(甲B1の2)ものの、基本的な日程、視察先などにつき全く明らかにされておらず、上記支出が政務調査活動と関連するものであることについて十分な説明がされているとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。また、岩泉町における「雑木林でのわさびづくりについて」に係る費用1万5000円(甲B1の2及び5)についても、領収書が提出されていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

次に、高松市で平成17年10月6日及び同月7日に開催された第67回全国都市問題会議(甲B1の6及び7)への参加に係る費用12万02

59円（甲B1の2）は、10万0697円（甲B1の8）の誤記と推認されるところ、このうち、同会議への参加費1万円（甲B1の8）については領収書（甲B1の10）が提出されており、同会議が「都市の再生」をテーマとするものであることからすれば（甲B1の6）、「議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費」であると認めることができるから、本件用途基準に合致する支出と認める。しかし、航空旅費等5万8110円、振込手数料210円、宿泊料1万2000円及び入館料の一部1200円（甲B1の8、甲B1の12の5）については、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める（なお、甲B1の4の3の領収書は、上記富山市及び掛川市における視察に関する資料として提出されているものと解さざるを得ず、上記航空旅費等に係るものとして提出されたものと扱うことはできない。）。また、航空券取消手数料1万2920円（甲B1の8）については、領収書が提出されていない上、そもそも取消手数料は調査研究活動に資するものとはいえないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。さらに、同月5日から同月8日までの交通費合計6007円（甲B1の8及び9）については、支出を裏付ける資料（甲B1の11の2ないし4、甲B1の12の1ないし4、甲B1の13の1及び2、甲B1の14の1及び2）が提出されているところ、このうち同月5日から同月7日までの交通費合計4767円については、上記会議への参加に要したものであると認めることができるから、本件用途基準に合致する支出と認めるが、同月8日における移動交通費合計1240円及び入館料の一部250円（甲B1の8、甲B1の14の3）については、そもそも上記会議終了後の宿泊地（大阪市内のホテル）から移動した上、万博記念公園において「公園散策」（甲B1の7）をする必要性に関する説明がされておらず、私的な観光に要した費用であるとみるべきであるから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち15万9040円については本件用途基準に合致しない支出となる。

イ 資料購入費について

資料購入費として支出したとする21万2000円（甲B1の1）のうち、「現代農業」購読料9600円（甲B1の2，甲B1の17の2）については、「当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費」（本件条例8条），すなわち平成17年度分の経費に該当するとはいえない平成18年4月分から平成19年1月分までに係る購読料8000円を除き，議員としての調査研究活動に資する費用といえることができるから，1600円を本件用途基準に合致する支出であると認め，残りの8000円を本件用途基準に合致しない支出であると認める。また，「全国農業新聞」購読料7200円（甲B1の2，甲B1の16の3及び4）についても，同様に平成17年度分とはいえない同年1月分から同年3月分までに係る購読料1800円を除き，議員としての調査研究活動に資する費用といえることができるから，5400円を本件用途基準に合致する支出であると認め，残りの1800円を本件用途基準に合致しない支出であると認める。さらに，「陸奥新報」購読料3万1200円（甲B1の2）については，平成17年度分に係る領収書が提出されていないから（甲B1の17の1の領収書は平成18年4月分である。），本件用途基準に合致しない支出と認める。

残余の書籍代合計16万4000円（甲B1の2）については，出版社に対する払込金受領書等（甲B1の15の1ないし4，甲B1の16の1及び2）があり，社会通念上は調査研究活動に資するものと認めることができるから，本件用途基準に合致する支出であると認める。

したがって，資料購入費としての支出のうち4万1000円は本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 会議費について

会議費として支出したとする1万5800円（甲B1の1）については、住民の市政に関する意見を聞くために平成17年4月9日及び同月18日に開催した市民と語る会の会場借上料（2回分）であると説明されており（甲B1の2）、領収書（甲B1の4の1及び2）も提出されているから、本件用途基準に合致する支出であると認める。

エ 小括

以上によれば、合計20万0040円が違法な支出額となる。

(2) 蒔苗議員（別紙番号2）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする21万1010円（甲B2の1）のうち、第7期自治政策講座（甲B2の3の1）への参加に係る費用合計5万4200円（甲B2の1）については、領収書（甲B2の3の2の1及び2）が提出されている受講料及び交通費合計4万9400円を本件用途基準に合致する支出と認めるが、支出を裏付ける領収書が提出されていないタクシー代合計4800円を同基準に合致しない支出と認める。また、自治政策講座（甲B2の4の3）への参加に係る費用合計5万9990円（甲B2の1）については、領収書（甲B2の4の1の1ないし3）が提出されている受講料及び交通費合計4万9490円を本件用途基準に合致する支出と認めるが、支出を裏付ける領収書が提出されていないタクシー代合計1万0500円を同基準に合致しない支出と認める。さらに、高松市での全国都市問題会議（甲B2の5の1）への参加に係る費用合計9万6820円（甲B2の1）については、支出を裏付ける領収書（甲B2の5の3の1、2及び4）が提出されている8万9820円（旅費7万4300円、参加費1万円及び交通費5520円）を本件用途基準に合致する支出と認めるが、往復の車代とされる7000円については、その領収書

(甲B2の5の3の2)に発行者の住所の記載がなく事後的な検証ができないから、これは同基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち2万2300円については本件使途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする45万9610円(甲B2の1)のうち、文化財保存や行政改革への取組等に関する調査を目的とする岐阜県中津川市及び下呂市への視察に係る費用13万1610円(甲B2の1)の一部である11万7430円(旅行業者への代金10万3458円、あいさつ用土産代及び送料合計1257円、宿泊代6650円、交通費の一部合計5805円、宅配料260円)については、領収書(甲B2の6の5及び6の1ないし11)が提出されている(あいさつ用の土産も社会通念上必要なものといえることができ、その額も相当とすべき範囲内にとどまる)から、本件使途基準に合致する支出と認めるが、交通費の一部である118円(平成17年7月7日分のうち合計950円分に係る蒔苗議員負担分)、写真代等1981円については領収書が提出されていないことから、食事代合計1万0268円については、そもそも飲食に係る費用は調査研究活動に資するとはいえない(一部については領収書も提出されていない)ことから、藤村記念館入館料563円及び恵那峡遊覧船乗船料1250円については調査研究活動との関連が不明であり、その説明は何らされていないことから、いずれも本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、台湾への視察に係る費用32万8000円(甲B2の1)については、領収書(甲B2の7の3の2)が提出され、台湾におけるりんご市場の調査等を目的とする視察旅行であると説明されている(甲B2の7の1及び2)が、その日程には故宮博物院等の観光地の見学が含まれており、明らかに私的観光としての側面があるというべきであるほか、上記費用に

は宴会を含む飲食費が含まれていることが推認されるから、条理に従って按分し、上記支出額の4分の1である8万2000円は本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

したがって、調査旅費としての支出のうち9万6180円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする5万6760円（甲B2の1）のうち、「全国農業新聞」購読料7200円（甲B2の1，甲B2の8の1）については、平成17年度分の経費に該当するとはいえない同年1月分から同年3月分までに係る購読料1800円を除き、議員としての調査研究活動に資する費用といえることができるから、5400円を本件用途基準に合致する支出であると認め、残りの1800円を本件用途基準に合致しない支出であると認める。「東奥日報」購読料3万6000円（甲B2の1）については、提出された領収書（甲B2の8の2の2）の日付が平成19年6月25日となっているけれども、平成17年4月から平成18年3月までの購読料の領収書として再発行されたものであることがその記載上明らかであり、これに疑問を挟むべき事情は窺われないから、本件用途基準に合致する支出と認める。

書籍購入費3000円（甲B2の1）については、このうち1500円分につき出版社発行の領収書（甲B2の8の2の1）が提出されており、社会通念上は調査研究活動に資するものと認めることができるから、その1500円を本件用途基準に合致する支出であると認めるが、残額の1500円については領収書が提出されていないから、同額は同基準に合致しない支出と認める。

「家の光（農協）」購入費1万0560円（甲B2の1）については、この支出を裏付ける領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致

しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち1万3860円は本件用途基準に合致しない支出となる。

エ 事務所費

事務所費として支出したとするパソコンリース代11万8440円（甲B2の1）については、支払明細（甲B2の9）の宛先が蒔苗議員の住所地（甲A15）であり、契約者名が蒔苗議員事務所となっているから、上記パソコンは、政務調査活動に用いられるだけではなく、それ以外の議員活動等にも使用されていると推認されることから、その用途についての合理的な区分は困難であるから、条理上、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とするのが相当であり、上記金額から政務調査活動分2万9610円を控除した8万8830円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

オ 小括

以上によれば、合計22万1170円が本件用途基準に合致しない支出額となるが、そのうち12万5820円は蒔苗議員が自己負担したと認めることができるから（甲B2の1）、違法な支出額は9万5350円となる。

(3) 藤田昭議員（別紙番号3）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする8万1000円（甲B4の1）のうち、弥生町会70周年記念事業協賛会会費2万円については、この支出を裏付ける領収書（甲B4の2）が提出されているけれども、町会の記念事業に対する支出であり、調査研究活動とは関連のない議員としての交際費というべきものであるから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

全国りんご研究大会等に支出したとみられる残額の6万1000円（甲

B4の1)については、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出については全額が本件用途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする43万1610円(甲B4の1)のうち、台湾への調査(乙35の2)に係る費用32万8000円(甲B4の1)については、領収書(甲B4の3の1)が提出されているけれども、蒔苗議員について説示したとおり、りんご市場の調査等を目的とする視察のほか私的観光というべき部分を含むから、上記支出額の4分の1である8万2000円を本件用途基準に合致しない支出と認める。また、高松市での第67回全国都市問題会議(乙35の1)への参加に係る費用9万8300円(甲B4の1)については、領収書(甲B4の4)が提出されている参加費1万円及び旅費7万4300円を本件用途基準に合致する支出と認めるが、領収書が提出されていない残額の1万4000円は本件用途基準に合致しない支出と認める。さらに、りんご園調査に係る費用5310円(甲B4の1)については、ガソリン代及び軽油代に係る領収書(甲B4の3の2及び3)が提出されているが、調査研究活動との関連が不明であるのに、これを補足する説明がされていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち10万1310円が本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする8万0274円(甲B4の1)については、「読売新聞」購読料3万6084円(甲B4の5の1の3)及び「陸奥新報」購読料3万1200円(甲B4の5の1の1)のほか、残額

1万2990円を書籍代として計上したとみられるところ（甲B4の1）、このうち、「陸奥新報」購読料3万1200円については、領収書（甲B4の5の1の1）が提出されているが、同領収書は、印刷による「平成17年3月分」との記載の下に手書きで「18～4月マデ」と記載され、同じく印刷による「¥2,600」との記載が抹消されて手書きで「¥31,200」と記載された上、販売店所長印と同じ印章による訂正印があるものであって、その記載だけを見ても不自然であること、同領収書に記載された金額は12か月分の購読料に相当するのに、その記載に従うと平成17年3月分から平成18年4月分までの14か月分の購読料であると解さざるを得ないものであって、内容的にも不合理なものであることに照らせば、上記領収書は上記支出を裏付ける資料であるとはいえないから、計上されたとみられる3万1200円全額を本件用途基準に合致しない支出と認める。

また、書籍代として計上したとみられる1万2990円のうち、3990円については、支出を裏付ける書店等発行の領収書（甲B4の5の3）が提出されており、社会通念上は調査研究活動に資するものと認めることができるから、本件用途基準に合致する支出と認めるが、上記1万2990円から上記3990円及び弘前市史等頒布代金8000円（甲B4の5の2）を控除した残額1000円については、用途が全く不明であるから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち3万2200円が本件用途基準に合致しない支出であるが、原告らが主張する科目総額（別紙参照）である3万1200円の限度において同基準に合致しない支出と認める。

エ 広報費

広報費として支出したとする8万6272円（甲B4の1）のうち、地域住民懇談及び市内の住民懇談に係る費用（甲B4の1）として計上した

とみられる3万3862円については、領収書（甲B4の6の6及び7）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明も何らされていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

また、「市内関係者150軒位訪問」に係る費用（甲B4の1）として計上したとみられる5万2410円（上記8万6272円から上記3万3862円を控除した残額）については、これを上回る額のガソリン代に係る領収書（甲B4の6の1ないし5）が提出されているけれども、政務調査活動との関連性が不明であるのに、これを補足する説明がされていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、広報費としての支出については8万6272円全額が本件用途基準に合致しない支出となる。

オ 会議費

会議費として支出したとする地方団体組織及び市内団体組織との懇談に係る費用4万5200円（甲B4の1）については、これを上回る額の領収書（甲B4の7の1及び2）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

カ 小括

以上によれば、合計34万4982円が本件用途基準に合致しない支出額であるが、そのうち4356円は藤田昭議員が自己負担したと認めることができるから（甲B4の1）、違法な支出額は34万0626円となる。

(4) 柳田議員（別紙番号4）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする高松市での第67回全国都市問題会議への参加に係る費用12万0259円（甲B5の1）のうち、航空旅費等

5万8110円及び参加費1万円（甲B5の5の1及び2）については、いずれも領収書（甲B5の5の3の1，甲B5の5の4）が提出されているから、本件用途基準に合致する支出と認めるが、航空券取消手数料1万2920円（甲B5の5の1及び2）については、取消手数料が調査研究活動に資するとはいえないから、同基準に合致しない支出と認め、振込手数料210円、宿泊料1万2000円、交通費6007円の一部1240円及び入館料1450円（甲B5の5の1）については、吉田議員について説示したとおりの理由により、同基準に合致しない支出と認め、食事代合計1万9562円（甲B5の5の1）については、飲食に係る費用が調査研究活動に資するとはいえないから、同基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費のうち4万7382円については本件用途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

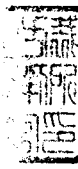
調査旅費として支出したとする4万6600円（甲B5の1）については、領収書（乙1の3枚目及び4枚目）が提出され、青森県産りんごの市場価格等の調査を目的とし、平成17年12月2日から同月4日まで東京都大田区の大田市場等を視察した際に要した旅費及び宿泊費であると説明されている（甲B5の1）から、本件用途基準に合致する支出と認める。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする5万9409円（甲B5の1及び3）については、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

エ 広報費

広報費として支出したとする6万5410円（甲B5の1，乙1の5枚目）については、文具会社等発行の領収書（乙1の6枚目及び7枚目）が提出されており、調査研究や議会に関する報告書の作成費用と説明されて



いる（甲B5の1）から、本件用途基準に合致する支出と認める。

オ 会議費

会議費として支出したとする5万5440円（甲B5の1）のうち、ジュース代及びお菓子代3万9375円（甲B5の1、乙1の8枚目）については、領収書（乙1の10枚目ないし12枚目）が提出されており、3度開催された地域住民と語る会において提供されたジュース、菓子の代金として支出されたものと説明されている（甲B5の1）から、本件用途基準に合致する支出と認める。

また、残余の1万6065円については、但書きの記載がないものの文具会社作成の領収書（乙1の9枚目）が提出されており、コピー代として支出したものと説明されている（甲B5の1、乙1の8枚目）から、本件用途基準に合致する支出と認める。

カ 事務所費

事務所費として支出したとする42万8354円（甲B5の1）のうち、事務所賃借料30万円（甲B5の1及び4）については、領収書（作成者の肩書地を加筆する前のものとして甲B5の4の2及び3）が提出されており、賃借したとする不動産が柳田恵子と共有財産であるため、月5万円の賃借料の半分の2万5000円を上記柳田恵子に支払ったと説明されている（乙19）が、当該不動産の所在地は柳田議員の住所地と同一であり（甲A15、乙36の2）、上記領収書に加筆された肩書地（乙1の14枚目及び15枚目）に照らせば、その共有者である上記柳田恵子は同議員と同居する親族であると推認されることから、同居の親族に対して自宅と兼用の事務所の賃借料を支払うというのは、いわば政務調査費を自らの家計に繰り入れているとの見方もされうるところである上、お手盛りの危険を伴うものであって、政務調査費からそのような支出をすること自体が相当ではないというべきであるから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

また、同事務所に係る電気料6万4230円、電話料3万2674円及び灯油代3万1450円（甲B5の1及び4）の合計12万8354円についても、これらの支出に係る領収書（甲B5の4の4ないし28）が提出されているけれども、上記のような事務所の実態に照らせば、上記費用には政務調査活動分以外の支出が含まれていると推認され、これについては合理的な区分が困難であるから、私的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とするのが相当であり、上記金額から政務調査活動分3万2088円を控除した9万6266円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、事務所費としての支出のうち39万6266円が本件使途基準に合致しない支出であるが、原告らが主張する科目総額である38万5569円の限度において同基準に合致しない支出と認める。

キ 小括

以上によれば、合計49万2360円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち5万5472円は柳田議員が自己負担したと認めることができるから（甲B5の1）、違法な支出額は43万6888円となる。

(5) 山崎議員（別紙番号5）について

山崎議員は、平成17年度の政務調査費として合計83万9667円を支出したと報告している（甲B6の1）ものの、これを裏付ける領収書等を全く提出していないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認めるが、11万9667円は山崎議員が自己負担したと認めることができるから（甲B6の1）、違法な支出額は72万円となる。

(6) 宮本議員（別紙番号6）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする高松市での第67回全国都市問題会議

(甲B7の2の2)への参加に係る費用9万6780円(甲B7の1及び2の1)については、このうち領収書(甲B7の2の3及び5)が提出されている旅費7万1300円及び参加費1万円の合計8万1300円を本件用途基準に合致する支出と認める。他方、平成17年10月5日に支出したとする1万2000円、タクシー代4000円及びカメラ代、写真代2000円(甲B7の2の1)については領収書が提出されていないことから、同日から同月7日までの食事代とみられる10万5847円(甲B7の2の1, 4, 6及び7)については飲食に係る費用が政務調査活動に資するとはいえないことから、その合計額12万3847円のうち宮本議員負担分である1万5480円(甲B7の2の1)は本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち1万5480円については本件用途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする40万2666円(甲B7の1)のうち、岐阜県中津川市及び下呂市への視察(甲B7の3, 乙2の2の1番)に係る費用13万1610円(甲B7の1及び3)については、領収書が提出されていないから、このうち原告ら主張の合計5万5697円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

また、福祉コミュニティー特区や子育て支援センターの運営等に関する調査を目的とする熊本県宇城市及び鹿児島県阿久根市への視察(甲B7の4の1)に係る費用13万2550円(甲B7の1及び4の2)については、領収書が提出されていない土産代312円及び調査研究活動に資するとはいえない昼食代合計1500円(甲B7の4の2)の合計1812円を本件用途基準に合致しない支出と認め、残りの13万0738円(旅行代金10万4140円、りんご代1574円、宿泊代合計2万2522円、

切符代合計1710円、写真代792円)については、領収書等の資料(甲B7の4の2ないし4, 6及び7)が提出されており、これを本件使途基準に合致する支出と認める。

さらに、観光協会の行政に対する要望、りんごの取引状況や産地への要望等に関する調査を目的とする神奈川県鎌倉市及び横浜青果市場(甲B7の5の1)への視察に係る費用7万9512円(甲B7の1及び5の1)については、領収書が提出されていないホテル利用税200円、平成18年2月10日のタクシー代の一部合計260円及び切手代64円並びに調査研究活動に資するとはいえない飲食費合計8240円(甲7の5の2)の合計8764円から宮本議員が自己負担したと認められる219円(帳簿(甲B7の5の2)の合計額7万9731円と上記計上額7万9512円の差額)を控除した8545円を本件使途基準に合致しない支出と認め、残りの7万0967円(旅費交通費6万2360円、あいさつ菓子代546円、上記タクシー代を除く交通費合計3922円、カメラ代2447円、ロッカー代600円、計画書・報告書作成費1092円)については領収書等の資料(甲B7の5の2ないし10)が提出されており、これを同基準に合致する支出と認める。

調査燃料費として支出したとする5万8994円(甲B7の1)については、ガソリン代に係る領収書である旨の発行店名義の証明書(乙2の2の4番)とともに合計20万6089円分の領収書(甲B7の6の1)が提出され、その一部を政務調査活動での使用分として計上した旨の説明と合わせて、ガソリンの使用明細も明らかにされている(甲B7の6の2)から、本件使途基準に合致する支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち6万6054円については本件使途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする1万7044円（甲B7の1）のうち、5880円については、但書きの記載がないものの領収書（甲B7の7の2）が提出されており、購入品目がゴム印やコピー代等であると説明されており（乙2の1）、これに疑問を挟むべき事情は窺われないから、本件使途基準に合致した支出と認める。

また、インクカートリッジ及び封筒代合計8664円については、領収書（甲B7の7の3）が提出されており、政務調査活動にのみ使用したと説明されており（乙2の1）、これにも疑問を挟むべき事情は窺われないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする1万5502円（甲B7の1）のうち、「弘前市史」外の購入費8302円（甲B7の1）については、弘前市史等頒布代金8000円に係る弘前市長発行の領収書（甲B7の8の2の1）に加えて、差額302円を上回る額の書店発行の書籍に係る領収書（同2及び3）が提出されているから、本件使途基準に合致する支出と認める。

オ 広報費

広報費として支出したとする5万6385円のうち、報告書送料（はがき代）1万円（甲B7の1）については、領収書（甲B7の9の3）が提出され、平成17年8月28日に開催を予定していた市政報告会の案内状（乙2の2の18番）としてはがきを利用したと説明されている（乙2の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

また、報告書送料（郵便料金）4万6385円（甲B7の1）については、領収書（甲B7の9の1及び2）が提出され、青森県内の市町村合併に伴う資料（乙2の2の17番）を郵送した際の郵送料であると説明されている（乙2の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

カ 会議費

会議費として支出したとする市政について語る会の会場費5000円及び茶菓子代3万1350円の合計3万6350円（甲B7の1）については、領収書（甲B7の10）が提出され、平成17年12月25日に実施された市政報告会（乙2の2の19番）の会場使用料及び同会合において提供されたジュース及び菓子代として支出されたものであると説明されている（乙2の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

キ 事務所費

事務所費として支出したとする12万9932円（甲B7の1）のうち、事務所賃借料12万円（甲B7の1）については、領収書（収入印紙が貼付されたものとして乙2の2の24及び25番）が提出されているが、当該事務所の使用について、政務調査活動に資する部分とそれ以外の部分との合理的な区分は困難であるから、政務調査活動分を2分の1、それ以外の議員活動分を2分の1とするのが相当であり、政務調査活動以外の議員活動分6万円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、事務所電話代9932円（甲B7の1）についても、領収書（甲B7の11の1の3ないし6）が提出されているが、上記説示に照らし、政務調査活動以外の議員活動分としてその2分の1である4966円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、事務所費としての支出のうち6万4966円は本件使途基準に合致しない支出となる。

ク 雑費

雑費として支出したとする写真代6419円（甲B7の1）については、これを上回る額の領収書（甲B7の12）が提出され、全て政務調査のための支出であると説明されており（乙2の1）、これに疑問を挟むべき事情は窺われないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

ケ 小括

以上によれば、合計14万6500円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち4万1078円は宮本議員が自己負担したと認めることができるから（甲B7の1）、違法な支出額は10万5422円となる。

(7) 木村議員（別紙番号7）について

ア 調査旅費

調査旅費として支出したとする奈良市及び京都市への視察（甲B8の3の1）に係る費用30万4600円（甲B8の1）については、領収書（甲B8の3の3）が提出されており、日程や視察先が明らかにされているほか、古い建造物を有する弘前市の観光の振興を念頭において寺院等の建築構造等を調査する目的であったと説明されている（乙3の3枚目、乙21の1、3及び4、乙37の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

イ 資料作成費

資料作成費として支出したとする印刷製本代4万2350円（甲B8の1）については、領収書（甲B8の4の2）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする東奥年鑑及び住宅地図の購入費3万1250円（甲B8の1）については、但書きに「品代」と記載されている領収書（甲B8の5の2）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

エ 広報費

広報費として支出したとする広報紙及び報告書の印刷費16万8500円（甲B8の1）については、印刷代金との但書きのある領収書（甲B8の5の1）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

オ 会議費

会議費として支出したとする茶菓子代等15万1000円（甲B8の1）については、10回分のお茶、ジュース及び菓子代との但書きがある領収書（甲B8の6）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

カ 人件費

人件費として支出したとするアルバイト料3万8500円（甲B8の1）については、「アルバイト料」との但書きのある発行者2名の氏名及び住所が記載された領収書（甲B8の7。但書き加筆後のものとして乙3の4枚目）が提出され、自宅で行った会合の補助をさせるために雇用した者に対するアルバイト料であると説明されている（乙3の4枚目）けれども、かかる領収書の記載からは調査研究活動に専従させるために雇用した者か否か明らかでないから、政務調査活動に係る分を2分の1、その他の議員活動に係る分を2分の1とするのが相当であり、1万9250円については本件使途基準に合致しない支出と認める。

キ 雑費

雑費として支出したとする事務用品2万6545円（甲B8の1）については、「品代」との但書きのある領収書（甲B8の4の1）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないから、本件使途基準に合致しない支出

と認める。

ク 小括

以上によれば、合計43万8895円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち4万2745円は木村議員が自己負担したと認めることができるから（甲B8の1）、違法な支出額は39万6150円となる。

(8) 一戸議員（別紙番号8）について

ア 調査旅費

調査旅費として支出したとする33万7732円（甲B9の1）のうち、恵庭市及び小樽市への調査（甲B9の3の1の2枚目）に係る費用5万1780円（同3枚目）について、原告らはその一部である合計1万4630円（JR運賃5620円、カメラ及び土産代2600円、タクシー代の一部4210円、旅行代金の一部2200円）を本件使途基準に合致しない支出であると主張するが、これらについては、いずれも領収書（同4ないし6枚目）が提出されており、次世代育成支援行動計画や自衛隊の経済効果等について調査を行う目的であったと説明されている（同2枚目）から、調査研究活動としての正当な視察に伴うものとして、本件使途基準に合致する支出と認める。

名古屋青果市場、岐阜県中津川市及び下呂市等への視察に係る費用13万1610円（甲B9の4）については、領収書が提出されていないから、このうち原告ら主張の合計5万5697円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

神奈川県鎌倉市観光協会や横浜マル中青果市場、小田原市への調査に係る費用7万9512円（甲B9の6）については、領収書が提出されていないから、このうち原告ら主張の合計1万1966円から原告ら主張の控除額219円を控除した1万1747円を本件使途基準に合致しない支

出と認める。

姫路大型児童館等への視察（甲B9の5の1及び2）に係る費用7万4830円（旅行代金6万1800円，土産代2100円，タクシー代合計1万0930円。甲B9の5の4）については，領収書（甲B9の5の5及び6）が提出されており，宿泊型児童施設や高齢者施設の管理，運営等についての調査を目的とするものと説明されている（甲B9の5の3）から，本件使途基準に合致する支出と認める。

したがって，調査旅費としての支出のうち6万7444円については本件使途基準に合致しない支出となる。

イ 事務所費

事務所費として支出したとする事務所及び駐車場の賃料（水道光熱費を含む。）合計40万8000円（甲B9の1）については，一戸議員が代表者を務める津軽長寿温泉株式会社作成の領収書（甲B9の7の2）が提出され，事務所については専ら政務調査活動のために所有者である同社から賃借したものであり，議員としての活動や私的な活動は自宅や社長室で行い，後援会活動は自宅の隣に設置された後援会事務所で行っており，駐車場については来客用として1台分を同社から賃借しているものであると説明されている（甲B9の1，乙4の1，乙22）けれども，議員自身が代表者を務める会社に対して賃料を支払うというのはお手盛りの危険を伴うものであって，政務調査費からこのような支出をすること自体が相当ではないというべきであるから，本件使途基準に合致しない支出と認める。

ウ 小括

以上によれば，合計47万5444円が本件使途基準に合致しない支出額であるが，そのうち2万5732円は一戸議員が自己負担したと認めることができるから（甲B9の1），違法な支出額は44万9712円となる。

(9) 三上秋雄議員（別紙番号9）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする高松市での第67回全国都市問題会議への参加に係る費用9万6780円（甲B10の1及び2）については、このうち領収書（甲B10の2の3枚目）が提出されている参加費1万円及び旅費7万1300円の合計8万1300円を本件用途基準に合致する支出と認めるが、領収書が提出されていない昼食代（4日分）、夕食代（3日分）、タクシー代及びカメラ・写真代合計1万5480円（同1枚目）を同基準に合致しない支出と認める。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする21万1122円（甲B10の1）のうち、神奈川県鎌倉市や横浜青果市場等への調査に係る費用7万9512円（甲B10の1並びに3の1及び2）については、領収書が提出されていないから、このうち原告ら主張の合計1万1966円から原告ら主張の控除額219円を控除した1万1747円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

また、岐阜県中津川市及び下呂市等への視察に係る費用13万1610円（甲B10の1並びに3の1及び3）については、領収書が提出されていないから、このうち原告ら主張の合計5万6797円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち6万8544円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする「全国農業新聞」購読料7200円（甲B10の1）については、このうち平成17年7月分から同年12月分までの購読料1800円（甲B10の4の1枚目）については領収書が

提出されていないことから、また、同年1月分から同年3月分までの購読料1800円（同）については平成17年度分の経費に該当しないことから、本件用途基準に合致しない支出と認めるが、残余の同年4月分から同年6月分まで及び平成18年1月分から同年3月分までの購読料1800円（同）については領収書（甲B10の4の2枚目）が提出されているから、同基準に合致する支出と認める。

エ 人件費

人件費として支出したとするアルバイト代合計1万5000円（甲B10の1及び5）については、発行者の住所の記載がない領収書（甲B10の5の2枚目）が提出されているけれども、住所等が個人情報に該当するため記載しなかったと説明されているにとどまり（乙5の1）、第三者が事後的に上記支出について検証することが困難なままであるから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

オ 事務所費

事務所費として支出したとするプレハブリース料合計25万2000円（甲B10の1及び6の1）については、事務所のリース代金に係る領収書である旨の作成者名義の書面（乙5の3）とともに領収書（甲B10の6の2ないし13）が提出されているけれども、リースに係るプレハブ建物を政務調査活動とそれ以外の議員活動の双方についての事務所として使用していると推認されるから、それぞれの使用分を2分の1とするのが相当であり、その2分の1に当たる12万6000円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

カ 小括

以上によれば、合計22万8624円が違法な支出額となる。

(10) 谷川議員（別紙番号10）について

ア 資料作成費

資料作成費として支出したとする議事録製本代2500円（甲B11の1）については、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする書籍代1万4820円（甲B11の1）について、原告らはこのうちの3冊（乙6の2ないし4枚目）の購入費用合計3670円を本件用途基準に合致しない支出であると主張するが、これらについては、いずれも書店発行の領収書（甲B11の2の1の1及び3並びに2の2）が提出されており、社会通念上は調査研究活動に資するものといえるから、本件用途基準に合致する支出と認める。

ウ 事務所費

事務所費として支出したとする71万0213円（甲B11の1）のうち、借り上げ料54万円（同）については、領収書（甲B11の3の4）が提出され、市政に関する調査研究に資するために事務所を設置したものであり、その他の議員活動や後援会活動は自宅で行っているためこれらの活動に同事務所を使用したことはないと説明されている（乙6）ものの、他方で、同事務所所在地の町会に加入しているため、町会加入者が集金や連絡のために同事務所を訪れるほか、町内外の市民らも相談のために同事務所を訪問しているとの説明もされており（乙29、38の1）、これらの来訪者への対応は政務調査活動以外の議員活動に付随するものというべきであるから、同事務所の使用実態としては政務調査活動以外の議員活動に使用されている側面があることを否定できないが、政務調査活動に係る使用分とそれ以外の議員活動に係る使用分を明確に区分することは困難であるから、各使用分を2分の1とするのが相当であり、その2分の1にあたる27万円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

光熱水費9万5647円（甲B11の1）のうち、株式会社工藤酸素店

作成の領収書（甲B11の3の1ないし3）が提出されている2万3092円については、同社からガス料金等の支払であることの証明書（乙6の5枚目）が提出されており、水道料金3万1752円については、平成17年4月分から平成18年3月分までの領収書等（甲B11の3の5、乙6の6枚目）が提出されており、さらに電気料金4万0803円については、東北電力作成の支払証明書（甲B11の3の6）が提出されているところ、上記のとおり事務所の使用実態に鑑み、上記光熱水費の2分の1である4万7823円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

灯油代5184円については、領収書（甲B11の3の8）が提出されているけれども、上記説示に照らし、2分の1である2592円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

固定電話料6万9382円（甲B11の1）については、NTT東日本作成の支払証明書（甲B11の3の7）が提出されているけれども、上記説示に照らし、2分の1である3万4691円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、事務所費としての支出のうち35万5106円については本件用途基準に合致しない支出となる。

エ 雑費

雑費として支出したとする2万5403円（インク代1万3338円、事務用品代及び消耗品代1万2065円。甲B11の1）については、いずれも領収書（乙29の13ないし19枚目）が提出されており、購入した物品については上記ウの事務所において使用したと説明されている（乙6）けれども、上記ウのとおり、同事務所の使用実態には政務調査活動以外の議員活動に使用されている側面もあるから、2分の1である1万2701円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

オ 小括

以上によれば、合計37万0307円が本件用途基準に合致しない支出額であるが、そのうち3万5296円は谷川議員が自己負担したと認めることができるから（甲B11の1）、違法な支出額は33万5011円となる。

(11) 工藤良憲議員（別紙番号11）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする10万7440円（甲B12の1）のうち、神奈川、浜松及び愛知での新農業研修（乙18の2の6枚目）に係る費用7万9040円（甲B12の1）については、熱湯を利用した農薬使用量の減量を研究する目的であったと説明されている（乙18の1）から、領収書（乙18の2の7枚目（ただし、左上の2枚を除く）、乙39の2の4枚目及び5枚目）が提出されているタクシー代合計7550円及び食事代合計1845円を除く宿泊代合計1万4280円を本件用途基準に合致する支出と認めるが、調査研究活動に資するとはいえない飲食代合計4645円（乙18の2の9枚目の右上のもの、乙39の2の4枚目及び5枚目）及び領収書が提出されていない残額の5万7210円を同基準に合致しない支出と認める。

また、岩手県岩泉町等での山林活用に関する調査研究のための費用2万8400円（甲B12の1）については、吉田議員宛の2名分の宿泊代2万1000円の領収書（乙39の2の8枚目の下のもの）が提出され、吉田議員との2名分の料金である旨が説明されているから、2分の1である1万0500円を本件用途基準に合致する支出と認めるが、残額の1万7900円については領収書が提出されていないから、同基準に合致しない支出と認める。なお、工藤良憲議員は、岩泉町等への移動に係る高速道路料金として、合計6800円分の領収書（乙18の2の9枚目の左上の2枚）を提出するが、この領収書の日付は上記宿泊代の領収書の日付と1か

月近くも離れているから、全く別機会のものというほかない。

したがって、研究研修費としての支出のうち7万9755円については本件用途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする18万3966円のうち、全国都市問題会議への参加に係る費用12万0259円（甲B12の1）については、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

宮城県石巻市及び岩手県遠野市への調査（乙18の2の8枚目）に係る費用3万9707円（甲B12の1）については、旅費2万6770円、宿泊代8085円、タクシー代合計1万1480円に係る合計4万6335円分の領収書（旅費につき乙18の2の9枚目の下、宿泊代につき乙39の2の8枚目の上、タクシー代につき乙39の2の9枚目の左上の2枚）が提出され、グリーンツーリズムの有効性や津軽での発展性の有無の調査を目的としたと説明されている（乙39の2）から、本件用途基準に合致する支出と認める。

静岡県への無農薬農場の視察に係る費用2万4000円（甲B12の1）については、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち14万4259円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする4万9557円（甲B12の1）については、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

エ 会議費

会議費として支出したとする60万4000円（甲B12の1）につい

ては、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

オ 事務所費

事務所費として支出したとする17万0229円（甲B12の1）については、領収書が提出されていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

カ 以上によれば、合計104万7800円が本件用途基準に合致しない支出額であるが、そのうち39万5192円は工藤良憲議員が自己負担したと認めることができるから（甲B12の1）、違法な支出額は65万2608円となる。

(12) 三上惇議員（別紙番号12）について

ア 前提事実のとおり、三上惇議員は、平成21年6月24日付けで本件政務調査費に係る収支報告書を訂正し、訂正後の同報告書において残額とされた2万5234円を同年7月1日に弘前市へ返還しているから、以下、訂正後の同報告書に基づき検討する。

イ 研究研修費

研究研修費として支出したとする高松市での第67回全国都市問題会議（甲B13の2の23）への参加に係る費用12万0259円（乙44の2の2枚目）のうち、同会議への参加費1万円（甲B13の2）については領収書が提出されていないことから、食事代合計1万9562円（同）については飲食に係る費用が調査研究活動に資するとはいえないことから、いずれも本件用途基準に合致しない支出と認め、航空旅費等5万8110円、取消手数料1万2920円、振込手数料210円、宿泊料1万2000円、交通費6007円の一部1240円及び入館料1450円（同）については、吉田議員について説示したとおりの理由により、同基準に合致しない支出と認める。

ウ 調査旅費

調査旅費として支出したとする16万1030円(乙44の2の2枚目)のうち、北海道のグリーンピア大沼視察のための函館出張に係る費用2万4500円(乙44の1)については、フェリー代及び宿泊代(4万2585円及び3万5070円)に係る領収書(甲B13の3の2及び4)が提出されているところ、往復のフェリー代及び宿泊費として1人あたり2万4500円の支出があり、議員本人分のみを政務調査費から支出したと説明される(乙44の1)とともに、調査目的は国の無駄遣い及び浪費の調査であったと説明されている(同)から、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、カラカラ会による長野県への行政視察に係る費用合計13万6530円(乙44の1)については、領収書や支払証明書(甲B13の3の3, 甲B13の4の2)が提出され、観光行政の視察であったと説明されている(乙44の1)けれども、その日程(甲B13の4の1)や三上惇議員の説明(乙44の1)に照らせば、その実態は全国のPTA仲間とともにカラカラ会と称して毎年1回各地で開催される会合に便乗して行っている私的な観光旅行というものであるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち13万6530円については本件使途基準に合致しない支出となる。

エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする21万6837円(乙44の2の2枚目)のうち、書店等発行の領収書(甲B13の7の①の1ないし4番及び6番, ③の1及び2番, ④の1ないし4番並びに6及び7番, ⑤の1及び2番)が提出されている17万1045円については、社会通念上は調査研究活動に資するものと認めることができるから、本件使途基準に合致す

る支出と認める。

しかし、あすなる書房への支出1549円（同①の5番）については、提出された領収書の日付等の記載が不鮮明であり、支出を裏付けるに足りる資料の提出があるとはいえない。ビデオ2本の購入代金4480円（同②の1番）及びDVD3本の購入代金7700円（同②の2番）については、請求書が提出されているのみであり、その支出を裏付ける資料は提出されていない。製本代2500円（同③の3番）については、領収書の記載からは政務調査活動との関連が明らかでなく、これを補足する説明がされていない。青森県教育協議会に対する平成16年度分の会費1万4400円（同③の4番）及び弘前市立図書館後援会への支出3000円（同④の5番）については、私的に所属する団体への会費等の支払と推認されるものであって、私的な支出というべきである。娯楽用映画DVD4本（「愛と青春の旅だち」、「ラストエンペラー」、「太陽の帝国」、「シーウルフ」）の購入代金とみられる9679円（同⑤の4番）については、個人的趣味に基づき購入したものというべきである。平成18年12月13日付けの領収書に係る749円（同⑤の3番）及び平成16年5月3日付け領収書に係る1735円（同⑤の5番）については、いずれも平成17年度中の支出に係るものではない。これらの合計4万5792円については、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち4万5792円については本件用途基準に合致しない支出となる。

オ 会議費

会議費として支出したとする5万4600円（乙44の2の2枚目）のうち、財団法人日本ユニセフ協会への募金合計2万4000円（甲B13の8の①の1番）及び特定非営利活動法人国境なき医師団日本への寄付金合計1万8000円（同①の2番）については、政務調査活動とは関連が

ない個人的な支出というべきものであるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。また、平成17年12月28日のワイン頒布会に係る3000円及び株式会社弘前駅前タクシーへの百沢保養所の使用料9600円については、いずれも領収書（同②の1及び2番）が提出され、弘前市民と市政を語る会の会場使用料等であると説明されている（乙44の1）けれども、当該会合においては参加者から会費を徴収してワインを振る舞ったとも説明されており（同）、社会通念上は飲酒を伴う懇親会に係る費用とみるべきものであるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

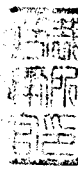
したがって、会議費としての支出については全額が本件使途基準に合致しない支出となる。

カ 事務所費

事務所費として支出したとする12万円（乙44の2の2枚目）については、領収書（甲B13の9）が提出されており、これによれば、その全額が株式会社弘前駅前タクシーに対する家賃名目での支出であるが、当該事務所において政務調査活動のみを行っていたものということとはできず、政務調査活動分を2分の1、それ以外の議員活動分を2分の1とするのが相当であるから、政務調査活動以外の議員活動分6万円を本件使途基準に合致しない支出であると認める。

キ 雑費

雑費として支出したとする2万2040円（乙44の2の2枚目）のうち、財団法人弘前高等学校奨学会への年会費1万2000円（甲B13の10の1、乙44の1）については、私的に所属する団体への会費の支払であって、私的な支出というべきである。日本会議事業センターへの支出7700円（甲B13の10の5）については、上記ウのDVD3本の購入代金と同額かつ同一の相手方への支出であり、二重計上の疑いがある上、その点を措いても、払込金受領証の記載からは政務調査活動といかなる関



連があるかが不明であるのに、これを補足する十分な説明はされていない。高速道路料金1200円(同3番)については、三沢市の寺山修司記念館への調査に向かう際の料金であるとされている(乙44の1)けれども、調査目的などの説明はなく、政務調査活動との関連は明らかでないから、十分な説明がされているとはいえない。したがって、これらの支出合計2万0900円については、本件用途基準に合致しない支出と認める。

そうすると、雑費としての支出のうち2万0900円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ク 以上によれば、合計43万8081円が違法な支出額となる。

(13) 金谷議員(別紙番号13)について

ア 前提事実のとおり、金谷議員は、平成20年2月18日付けで収支報告書を訂正しているから、訂正後の収支報告書に基づいて検討する。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする16万6800円(甲B14の15の2)については、ガソリン代3万6000円(同)を除く13万0800円が秋田・山形行政視察及び日展常設展視察に係る費用とみられるところ、これに対応する金額の領収書として、旅費名目での5万8500円の領収書(甲B14の4の5)及び東京近郊方面へのチケット代名目での7万2300円の領収書(甲B14の7の1)が提出されており、政務調査費等の調査または日展開催のための事前調査とされている(乙7)ものの、その具体的日程や視察先については全く明らかにされておらず、上記支出が政務調査活動と関連するものであることについて十分な説明がされているとはいえないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち13万0800円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする24万9713円（甲B14の15の2）のうち、「平成の大合併」購入費1万0475円（甲B14の1参照）については、書店発行の領収書（甲B14の7の4）が提出されており、9975円で購入した「平成の大合併」と500円で購入した別の図書の合計額であると説明されているから、社会通念上は調査研究活動に資するものと認めることができ、本件用途基準に合致する支出と認める。

また、「自治誌ディファイル」購読料7万7500円（甲B14の1参照）については、その支出に係る資料とみられるイマジン出版社宛での払込票兼受領証（甲B14の2の2及び3，甲B14の3の2，3，7及び8，甲B14の4の6，甲B14の8の4ないし6，甲B14の9の1，甲B14の10の1，3及び5，甲B14の14の1）が提出されており、この合計額は7万3250円となるから、支出を裏付ける資料が提出されていない差額4250円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち4250円については本件用途基準に合致しない支出となる。

エ 人件費

人件費として支出したとする2名分のアルバイト代6万円（甲B14の15の2）のうち、領収書が提出されていない1名分のアルバイト代3万円については本件用途基準に合致しない支出と認める。他方、6万円分の領収書（但書き訂正後のものとして乙7の5ないし8枚目）が提出されているもう1名分のアルバイト代3万円（甲B14の15の2）については、政務調査活動に関わる事務と後援会に関わる事務を半々に行わせており、支払ったアルバイト代6万円の半分を計上したと説明されている（乙40の1）から、上記6万円のうち2分の1にあたる3万円を後援会活動分、上記6万円のうち4分の1にあたる1万5000円を政務調査活動分、その余の4分の1にあたる1万5000円をその他の議員活動分とするのが

相当であり、上記政務調査活動分1万5000円を超える計上分4万5000円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、人件費としての支出のうち4万5000円については本件使途基準に合致しない支出となる。

オ 事務所費

事務所費として支出したとする48万2073円（甲B14の15の2）のうち、事務所電話料2万0280円（甲B14の15の2）については、平成17年度分の経費とはいえない同年17年3月分（甲B14の2の1）を除くと、1万9283円分の領収書（甲B14の2の5、甲B14の3の4及び9、甲B14の4の7、甲B14の5の3、甲B14の6の2、甲B14の7の2、甲B14の8の2、甲B14の9の2及び8、甲B14の11の3）が提出されているが、差額である997円については領収書が提出されていないから、本件使途基準に合致しない支出と認め、上記1万9283円についても、政務調査活動に資する部分とそれ以外の部分との合理的区分は困難であるから、政務調査活動分を2分の1、それ以外の議員活動分を2分の1とするのが相当であり、後者に相当する分9641円を含めた合計1万0638円を同基準に合致しない支出と認める。コピーチャージ料6万0480円については、月額2100円のチャージ料12か月分の合計2万5200円とパソコン搬入設置料等合計3万5280円（甲B14の6の3）の合計額とみられ、これら全額を徴収済みである旨のリース会社作成の書面（乙40の2）が提出されているけれども、上記説示に照らし、政務調査活動以外の活動分を4分の3とするのが相当であり、これに相当する4万5360円を本件使途基準に合致しない支出と認める。コピー・パソコンリース料28万3500円及びヤフー接続料7万2165円（甲B14の15の2）については、いずれも領収書が提出されていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、事務所費としての支出のうち41万1663円については本件使途基準に合致しない支出となる。

カ 雑費

雑費として支出したとする6242円（甲B14の15の2）のうち、事務消耗品の購入費（同）については、4846円分の領収書（甲B14の9の5及び6，甲B14の12の2）が提出されており、後援会活動使用分とは区別して政務調査活動のために事務所で使用したものであると説明されている（乙7，24）けれども、上記オの説示に照らし、政務調査活動以外の議員活動分を2分の1とするのが相当であり、これに相当する2423円を本件使途基準に合致しない支出と認める。他方、インスタントカメラ・現像・プリント代（甲B14の15の2）については、1396円分の領収書（甲B14の4の1及び3）が提出され、政務調査活動としての視察の際に使用したと説明されており（乙7）、その費目の性質上、これに不自然な点はないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

したがって、雑費のうち2423円については本件使途基準に合致しない支出となる。

キ 以上によれば、合計59万4136円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち24万9828円は金谷議員が自己負担したと認めることができるから（甲B14の15の2）、違法な支出額は34万4308円となる。

(14) 松橋議員（別紙番号14）について

ア 前提事実のとおり、松橋議員は平成20年2月7日付けで収支報告書を訂正しているから、訂正後の収支報告書に基づいて以下検討する。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする13万1092円（甲B15の7の2）のうち、日展視察に係る費用7万2300円（乙8）については、東京近

郊方面へのチケット代名目での領収書が提出されている（甲B15の2の2）けれども、その具体的日程や視察先については全く明らかにされておらず、上記支出が政務調査活動と関連するものであることについて十分な説明がされているとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。他方、秋田県大館視察に係る宿泊費7392円（乙8）については、領収書（甲B15の2の3）が提出され、同視察において、土壌洗浄等について大館市長から講義を受け、土壌洗浄の現場を視察したと説明されている（乙8）から、本件使途基準に合致する支出と認める。青森県立美術館視察等に係る資料代及び宿泊代1万3000円（乙8）については、領収書（甲B15の2の1）が提出され、完成前の同美術館を視察した上、青森県知事より道州制についての講演を聞いたと説明されている（乙8）から、本件使途基準に合致する支出と認める。世界の蘭展視察に係る2名分の入園料2400円（乙8）については、1200円の前売券1枚（甲B15の2の5）が提出され、弘前市において同様の催しが可能であるかを調査したと説明されている（乙8）ところ、議員本人分1200円については本件使途基準に合致する支出と認めるが、同伴者分1200円については支出を裏付ける資料が提出されていないから、同基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち7万3500円については本件使途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする2万3252円（甲B15の7の2）については、その内訳はインクジェットやコピー用紙、OA用品であるとされ（甲B15の3の1の1番）、一部の記載が不鮮明であるものの、これを補足する記載のある領収書（甲B15の3の1の2ないし12）が提出され、これらを政務調査のために使用したと説明されている（乙8）か

ら、本件使途基準に合致する支出と認める。

エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする6万9200円（甲B15の7の2）のうち、領収書（甲B15の3の2）が提出されている「東奥日報」購読料3万6000円については、本件使途基準に合致する支出と認めるが、「陸奥新報」購読料とみられる3万1200円については、領収書が提出されていないから、同基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち3万1200円については本件使途基準に合致しない支出となる。

オ 広報費

広報費として支出したとする33万7390円（甲B15の7の2）のうち、印刷代8000円（甲B15の4の1）については、領収書（但書き訂正後のものとして乙8の別紙3）が提出されており、政務調査活動に必須である名刺を印刷したものと説明されている（乙8）が、名刺はそれ以外の議員活動においても使用されるものであるから、それぞれの使用分を各2分の1とするのが相当であり、2分の1である4000円については政務調査活動以外の議員活動分として本件使途基準に合致しない支出と認める。議会報告書印刷代15万1700円（甲B15の4の1、乙8）については、領収書（甲B15の4の4）が提出され、当該報告書（乙8の別紙1）も提出されており、本件使途基準に合致する支出と認める。封筒代1万4700円（甲B15の4の1）については、領収書（但書き訂正後のものとして乙8の別紙4）が提出され、上記報告書の郵送ための封筒代であると説明されている（乙8）から、本件使途基準に合致する支出と認める。郵便代16万2990円（甲B15の4の1）については、受領書が提出され（甲B15の4の5）、上記報告書の郵送料であると説明されている（乙8）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

したがって、広報費としての支出のうち4000円については本件使用基準に合致しない支出となる。

カ 人件費

人件費として支出したとする政務調査員のアルバイト代18万円（甲B15の7の2）については、36万円分の領収書（甲B15の5の2ないし13）が提出され、政務調査活動以外の用件で事務所を訪れる市民への対応や接待をすることがあるため36万円のうち24万円を計上したと当初説明されていた（乙8）けれども、その後の訂正により18万円が計上されるに至っているところ、政務調査活動分とそれ以外の活動分との合理的区分は困難であり、それぞれ2分の1とするのが相当であるから、訂正後の18万円は本件使用基準に合致する支出と認める。

キ 事務所費

事務所費として支出したとする24万2607円（甲B15の7の2）のうち、調査研究活動のための事務所費、コピー機、リース代等18万円（同）については、36万円分の領収書（甲B15の6の1ないし12）が提出され、同事務所においても政務調査活動以外の活動を行うことが稀にあるため、36万円のうち24万円を計上したと当初説明されていた（乙8）が、その後の訂正により18万円が計上されるに至っているところ、政務調査活動としての使用分とそれ以外の議員活動としての使用分との合理的区分は困難であり、各使用分をそれぞれ2分の1とするのが相当であるから、訂正後の18万円は本件使用基準に合致する支出と認める。

ク 以上によれば、合計10万8700円が本件使用基準に合致しない支出額であるが、その全額を松橋議員が自己負担したと認めることができるから（甲B15の7の2）、違法な支出額はないこととなる。

(15) 山谷議員（別紙番号15）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする高松市での第67回全国都市問題会議（甲B16の2の4）への参加に係る費用9万6780円（甲B16の1及び2の1）については、このうち領収書（甲B16の2の2及び3）が提出されている旅費7万1300円及び参加費1万円の合計8万1300円を本件使途基準に合致する支出と認めるが、領収書の提出されていない1万5480円を同基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち1万5480円については本件使途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする29万9170円（甲B16の1）のうち、熊本県宇城市及び鹿児島県阿久根市への視察（甲B16の3の1の4）に係る費用13万2550円（甲B16の3の1）については、福祉コミュニティー特区や子育て支援センターの運営等の調査を目的とするものとされているところ、領収書（旅費につき乙9の2の②、土産代につき同⑩ないし⑬の合計額の5分の1。乙9の2の6枚目）が提出されている旅費10万4140円及び土産代1574円を本件使途基準に合致する支出と認めるが、昼食代として計上したとみられる1500円（同4枚目）は飲食に係る費用が政務調査活動に資するとはいえないことから、内訳が明らかでないその余の実費2万5336円（甲B16の3の1の1）は領収書が提出されていないことから、同基準に合致しない支出と認める。また、近江八幡市及び東近江市への視察（甲B16の3の1の3）に係る費用11万2751円（甲B16の3の1）については、市街地と農村集落の共生交流や里山保全活動等の調査を目的とするものと説明されている（甲B16の3の1の2）ところ、領収書（乙9の2の①）が提出されている旅費9万6810円のほか、参加議員3名（甲B16の3の1の3）で支出額を等分して計上したとみられる実費1万5941円（甲B16の

3の1)のうち、領収書(土産代につき乙9の2の⑦、写真代につき乙9の2の③)が提出されている土産代2400円及び写真代417円を本件使途基準に合致する支出と認めるが、調査研究活動に資するとはいえない昼食代3912円(乙9の2の④ないし⑥)及び領収書が提出されていない実費の残額9121円を同基準に合致しない支出と認める。さらに、ガソリン代5万3869円(甲B16の3の1の1)については、18万3429円分の領収書(甲B16の3の2)が提出され、道路調査や災害調査などに関して使用した分として、17万9564円(上記18万3429円と計上漏れとみられる3825円との差額)のうち10分の3である5万3869円を政務調査費に計上したと説明されている(甲B16の3の2の1、乙9の2)けれども、説明に係る調査活動の内容が抽象的であって、調査対象や調査方法についても全く明らかにされておらず、上記支出が政務調査活動と関連するものであることについて十分な説明がされているとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち9万3738円については本件使途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする20万4745円(甲B16の1)のうち、書店等発行の領収書(甲B16の4の1の1ないし10)が提出されている書籍代4万5010円については、平成17年度中の支出とはいえない平成18年8月25日付けの領収書(甲B16の4の1の4)に係る5000円を本件使途基準に合致しない支出と認めるが、原告らが違法支出と主張する分を含むその余の4万0010円を同基準に合致する支出と認める。資料代5万6452円(甲B16の4の2の1)については、領収書が提出されていないファクス用紙700円(同)を本件使途基準に合致しない支出と認めるが、原告らが違法支出と主張する分を含むその余

の5万5752円については領収書（甲B16の4の2の2ないし11）が提出され、政務調査活動に関する支出であると説明されている（乙9の3）から、同基準に合致する支出と認める。新聞購読料合計10万3284円（甲B16の4の3の1）については、いずれも領収書（甲B16の4の3の2ないし37）が提出されているから、本件用途基準に合致する支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち5700円については本件用途基準に合致しない支出となる。

エ 広報費

広報費として支出したとする12万4645円（甲B16の1）については、その支出内訳（ワープロ代、コピー代、印刷代）が明らかにされ（甲B16の5の1）、領収書（甲B16の5の2ないし16）も提出されているところ、これらについては年4回行われた定例議会の終了後に発行した議会報告書の作成に係るタイプ代や印刷代等であると説明されている（乙9の4）から、本件用途基準に合致する支出と認める。

オ 雑費

雑費として支出したとする10万1294円（甲B16の1）のうち、写真代3万9051円（甲B16の6の1）については、領収書（甲B16の6の2及び3）が提出され、道路の補修や通学路等の安全を図るための調査等における現場写真に係る費用であると説明されている（乙9の5）から、本件用途基準に合致する支出と認める。他方、電話料6万2243円（甲B16の6の1）については、携帯電話利用料金13万8081円と固定電話利用料金11万0892円の合計24万8973円のうち、政務調査活動分である4分の1の6万2243円を政務調査費に計上したと説明されている（甲B16の6の4）。このうち、携帯電話利用料金については、平成17年3月分の7792円（甲B16の6の13）は平成

17年度分の経費ではなく、平成18年2月分の1万2049円（甲B16の6の33）は領収書が提出されていない上、領収書（甲B16の6の14ないし33）が提出されている平成17年4月分から平成18年1月分までの合計11万8240円も、そもそも一般の議員活動におけるのは異なり、政務調査活動において携帯電話を利用する必要性は乏しいといふべきであるから、計上された携帯電話利用料金3万4520円の全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。他方、固定電話利用料金については、政務調査活動における使用分とそれ以外の使用分との合理的区分が困難であるから、領収書（甲B16の6の5ないし10）が提出されているNTT東日本の電話料金4万6655円のうち4分の1を政務調査活動分、4分の3を政務調査活動以外の分とするのが相当であり、1万1664円については本件使途基準に合致する支出と認め、これと計上された固定電話利用料金2万7723円との差額1万6059円を同基準に合致しない支出と認める。

以上によれば、雑費としての支出のうち5万0579円については本件使途基準に合致しない支出となる。

カ 以上によれば、合計16万5497円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち12万5647円は山谷議員が自己負担したと認めることができるから（甲B16の1）、違法な支出額は3万9850円となる。

(16) 工藤力議員（別紙番号16）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする高松市での第67回全国都市問題会議（甲B17の2の3）への参加に係る費用10万0720円（甲B17の1）については、領収書（甲B17の2の1及び2）が提出されている旅費7万1300円及び参加費1万円の合計8万1300円については、本

件使途基準に合致する支出と認めるが、残額の1万9420円については、交通費5940円と飲食代1万3480円の合計額であると説明されている(乙10)けれども、交通費については領収書が提出されていないことから、飲食代については政務調査活動に資するものとはいえないことから、いずれも本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち1万9420円については本件使途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする43万4637円(甲B17の1)のうち、熊本県宇城市等への視察(甲B17の4の1)に係る費用13万7677円(乙10)については、福祉コミュニティー特区等の運営等の調査を目的とするものとされているところ、領収書が提出されていないタクシー代2440円及び調査研究活動に資するとはいえない飲食代合計4500円(甲B17の4の2, 乙10, 27)の合計6940円を本件使途基準に合致しない支出と認めるが、13万0737円(旅行代金10万4140円, りんご代1574円, 宿泊代合計2万2522円, 切符代合計1710円, 写真代791円)については領収書(甲B17の4の1ないし8, 11及び12)が提出されており、同基準に合致する支出と認める。また、近江八幡市等への視察(甲B17の5の1)に係る費用14万7525円(乙10)については、市街地と農村集落の共生交流等の調査を目的とするものと説明されている(甲B17の5の1)ところ、領収書(旅費につき甲B17の5の3, りんご代につき甲B17の5の4ないし6, 宿泊代につき甲B17の5の12の一部)が提出されている旅費9万6810円, りんご代2400円及び宿泊代7350円を本件使途基準に合致する支出と認めるが、領収書が提出されていないバス・タクシー代3940円(甲B17の5の2), 上記りんご代及び宿泊代を除く実費3万70

25円(同)の合計4万0965円を同基準に合致しない支出と認める。さらに、香川県丸亀市等への視察(甲B17の6の1)に係る費用10万6657円(乙10)については、これを上回る額の旅行代金10万8200円に係る領収書(甲B17の6の5)が提出されており、丸亀市のまちの駅整備や徳島県鳴門市の公園整備等の調査を目的とするものと説明されている(甲B17の6の1)から、本件用途基準に合致する支出と認める。

ガソリン代4万2778円(乙10)については、6万8620円分のガソリン代に係る領収書(甲B17の3)が提出され、市民の行政に対する苦情や要望、現場調査等の市民ニーズに対応するための調査に係る費用として、私的使用分等に相当する2万5842円を控除した4万2778円を計上したと説明されている(乙10)けれども、説明に係る調査活動の内容が抽象的であって、調査対象や調査方法については全く明らかにされておらず、上記支出が政務調査活動と関連するものであることについて十分な説明がされているとはいえないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち9万0683円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする17万2364円(甲B17の1)のうち、領収書(甲B17の7の1ないし3,乙10の13枚目)が提出されている新聞購読料合計10万3284円については、本件用途基準に合致する支出と認める。また、残額の6万9080円から書籍代3万3200円(甲B17の7の4の1及び2)を差し引いた、残余の合計3万5880円については、弘前市議会事務局発行の書店への支払に係る請求書兼領収証(甲B17の7の4の3ないし14)が提出されているから、本件

使途基準に合致する支出と認める。

エ 雑費

雑費として支出したとする14万3121円（甲B17の1）のうち、コピー代等654円（乙10）については、領収書（甲B17の8の1）が提出され、議会活動報告会の案内文をコピーした際の支出であると説明されている（乙10）から、本件使途基準に合致する支出と認める。他方、当裁判所宛の書留郵送料230円（乙10，甲B17の8の3）については、政務調査活動と直接関係しない支出であるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。また、電話代14万2237円（乙10）のうち、携帯電話利用料金の12か月分の基本料金4万4460円（乙10）については、平成17年12月分及び平成18年3月分を除く10か月分の領収書（甲B17の8の17ないし32）が提出されているけれども、政務調査活動において携帯電話を利用する必要性に乏しいというべきであるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。固定電話利用料金9万7777円（乙10）については、NTT東日本分10万6396円及び日本テレコム分3万8709円の合計14万5105円分の支出を裏付ける資料（甲B17の8の5ないし16，33ないし49）が提出され、NTT東日本分10万6369円及び日本テレコム分5万5172円の合計16万1568円から私的使用分等に相当する6万3791円を控除した9万7777円を計上したと説明されている（乙10）ところ、政務調査活動における使用分とそれ以外の使用分との合理的な区分が困難であるから、4分の1を政務調査活動分、4分の3を政務調査活動以外の分とするのが相当であり、上記14万5105円の4分の1である3万6276円については本件使途基準に合致する支出と認め、これと計上された上記9万7777円との差額である6万1501円を同基準に合致しない支出と認める。

したがって、雑費としての支出のうち、本件用途基準に合致しない支出額の合計は10万6191円となるが、原告らが主張する10万2564円の限度において同基準に合致しない支出と認める。

オ 以上によれば、合計21万2667円が本件用途基準に合致しない支出額であるが、そのうち13万7842円は工藤力議員が自己負担したと認めることができるから（甲B17の1）、違法な支出額は7万4825円となる。

(17) 下山議員（別紙番号17）について

ア 前提事実のとおり、下山議員は、平成18年10月24日付けで収支報告書を訂正し、訂正後の同報告書において残額とされた29万3577円を同年11月17日に弘前市へ返還しているから、以下、訂正後の同報告書に基づき検討する。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする10万5500円（甲B18の3）については、これに相当する額の領収書（甲B18の4の1ないし5）が提出されているところ、このうち、駐車料200円（甲B18の4の1）については、弘前商工会議所幹部に商店街振興に係る事情聴取に赴いた際の駐車料であると、乗車料金660円（甲B18の4の2）については、東京都内におけるりんごの販売状況や価格調査をした際のタクシー代であると、それぞれ説明されており（乙11の1）、また、チケット代金3万7340円（甲B18の4の3）については、厚生労働政務官と面会して政府の施策の調査を行った際の旅費であると、航空券代6万1000円及び宿泊料金6300円の合計6万7300円（甲B18の4の4及び5）については、弘前市が北海道斜里町に寄贈したりんご樹の肥培管理等の調査、観光資源となっている百合の栽培管理等の調査、弘前市と斜里町との文化交流の現況と問題点等の調査等の目的であると、それぞれ説明されており

(乙11の1), 具体的な視察先等も明らかにされている(甲B18の4の6) ところであって, これに疑問を挟むべき事情は窺われないから, 本件使途基準に合致する支出と認める。

ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする会議録製本代2500円(甲B18の3) については, 領収書(甲B18の5) が提出され, 弘前市議会会議録1年分を製本したものと説明されている(乙11の1) から, 本件使途基準に合致する支出と認める。

エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする4万8571円(甲B18の3) のうち, 「全国農業新聞」購読料7200円(同) については, 平成17年4月分から同年12月分に係る領収書(甲B18の6の8及び9) に加え, 平成18年1月分から同年3月分に係る領収書(乙11の2) が提出されているから, 本件使途基準に合致する支出と認める。また, 書店発行の領収書(甲B18の6の2, 4, 6, 7及び12) が提出されている2万2276円及び弘前市議会事務局発行の書店への支払に係る請求書兼領収書(甲B18の6の1, 3及び5) が提出されている8295円については, 本件使途基準に合致する支出と認める。

オ 広報費

広報費として支出したとする7万0578円(甲B18の3) のうち, 電池購入費1万1000円, 写真代4707円及び印刷費5万1240円については, いずれも領収書(電池購入費につき甲B18の7の1, 写真代につき甲B18の7の5, 8ないし10, 印刷費につき甲B18の7の11ないし14) が提出され, 政務調査活動との関連性がそれぞれ説明されている(乙11の1) から, 本件使途基準に合致する支出と認める。

カ 会議費

会議費として支出したとする19万5680円（甲B18の3）のうち、講師謝礼金1万円については、領収書（甲B18の8の1及び2）が提出され、農業経営者を対象としてりんご栽培における農業事情等について講演してもらった有識者に対する謝礼金であると説明されている（乙11の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。また、果物代6475円については、領収書（甲B18の8の11）が提出され、上記講演会において提供されたものであると説明されている（乙11の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。さらに、弁当代15万1000円及びお茶代1万9200円については、いずれも領収書（弁当代につき甲B18の8の4ないし7、お茶代につき甲B18の8の8ないし10及び12）が提出され、市民からの要望等の聴取等をするために4回開催した会合において提供されたものであると説明されている（乙11の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。他方、灯油代9005円については、領収書（甲B18の8の3）の記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明がされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、会議費としての支出のうち9005円については本件使途基準に合致しない支出となる。

キ 雑費

雑費として支出したとする筆記用具・ノート等の購入代金3594円（甲B18の3）については、領収書（甲B18の9の1ないし3）が提出され、政務調査活動との関連性が説明されている（乙11の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

ク 以上によれば、9005円が違法な支出額となる。

(18) 藤田隆司議員（別紙番号18）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする10万2900円（甲B19の1）のうち、自治総研セミナー（乙12の①）への参加費2000円及び旅費3万3300円、地方財政セミナー（乙12の②）への参加旅費3万4300円並びにボランティア活動推進全国フォーラムへの参加旅費3万3300円（甲B19の2の5）については、いずれも領収書（自治総研セミナーの参加費につき甲B19の2の2，同旅費につき甲B19の2の3，地方財政セミナーにつき甲B19の2の4，ボランティア活動推進全国フォーラムにつき乙43の2）が提出され、各研修内容について具体的な説明がされている（乙12，30，43の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする三重県鳥羽市への視察（乙12の③ないし⑤）に係る旅費12万1970円（甲B19の1）については、領収書（甲B19の2の6）が提出されており、一般会計予算の編成や予算動向、鳥羽市総合計画の策定の背景や内容等の調査研究を行ったと説明されている（乙12，30）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

ウ 広報費

広報費として支出したとする24万5993円（甲B19の1）のうち、切手代24万4000円（同）については、領収書（甲B19の3の2ないし11）が提出され、市議会報告等の文書（乙12の⑥）を送付したものと説明されている（乙12，30，43の1）から、本件使途基準に合致する支出と認める。また、事務用品代1993円（甲B19の1）については、領収書（甲B19の4の1）には「品代」と記載されているのみであるけれども、上記報告書の郵送時に使用した文房具を購入したものと説明されている（乙12）から、同基準に合致する支出と認める。

エ 人件費

人件費として支出したとするアルバイト代34万円（甲B19の1）については、作成者の住所が記載されていない領収書（甲B19の4の2ないし13）が提出されているところ、その住所を明らかにするとともに、政務調査活動の補助として弘前市内の非正規労働者の実態調査や雪対策調査、資料・文書整理、市民からの提言・意見整理等を行わせたと説明されている（乙12, 30）けれども、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分との合理的区分は困難であるから、各2分の1とするのが相当であり、政務調査活動分に係る17万円については本件用途基準に合致する支出と認めるが、残余の17万円については同基準に合致しない支出と認める。

したがって、人件費としての支出のうち17万円は本件用途基準に合致しない支出となる。

オ 以上によれば、17万円が本件用途基準に合致しない支出額であるが、そのうち12万0593円は藤田隆司議員が自己負担したと認めることができるから（甲B19の1）、違法な支出額は4万9407円となる。

(19) 福士議員（別紙番号19）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする3万6200円（甲B20の1）のうち、社会民主党弘前支部協議会への広告賛助金5000円（甲B20の2の1及び2）については、福士議員が所属する社会民主党（甲A15）による新聞広告のための支出であり（甲B20の2の2）、政党活動に基づくものというべきであるから、本件用途基準に合致しない支出と認める。新弘前市を考える会懇談会会費9000円（甲B20の2の1）については、領収書（甲B20の2の3, 6及び13）が提出されており、同基準に合致する支出と認める。理事者と議員の懇談会会費7000円（甲B20の2の1及び7）については、領収書（甲B20の2の7）が提出されているけれども、その作成日付は平成16年9月21日であり、平成17

年度分の経費とはいえないから、同基準に合致しない支出と認める。憲法を守る会青森に対する講演会のチケット代1万円（甲B20の2の1及び10）については、10名分のチケットに対する支出である旨の記載がある領収書（甲B20の2の10）が提出されているけれども、議員本人分以外の9名分につき本件政務調査費から支出すべき根拠がないから、9000円については同基準に合致しない支出と認める。弘前市立観光館駐車場での駐車料金200円（甲B20の2の11）については、農業者との懇談会の際の駐車代金であるとされている（甲B20の2の1）けれども、政務調査活動との関連性について十分な説明がされていないから、同基準に合致しない支出と認める。三上隆雄議員の県政報告会兼忘年懇親会費3000円（甲B20の2の1）については、領収書（甲B20の2の12）が提出され、青森県政について見聞する機会として、議員としての調査研究活動に資する費用ということが出来るから、同基準に合致する支出と認める。

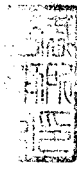
したがって、研究研修費としての支出のうち2万1200円については本件用途基準に合致しない支出となる。

イ 資料作成費

資料作成費として支出されたとする事務用品等の購入代金1万4226円（甲B20の1及び3の1）については、領収書（甲B20の3の2ないし6）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明がされていないから、原告らが主張する1万0670円の限度で本件用途基準に合致しない支出と認める。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする6万8793円（甲B20の1）のうち、書籍・雑誌代3万2793円（甲B20の4の1）については、書店等発行の領収書（甲B20の4の2ないし12）が提出されているところ、



コミック代1200円（税込み、甲B20の4の8）及び政党活動に基づく支出というべき「月刊社民」（社会主義本代）6000円（甲B20の4の10）については、本件使途基準に合致しない支出と認めるが、その余の2万5593円については、同基準に合致する支出と認める。

また、新聞代3万6000円（甲B20の4の1）については、未記入部分がある支出調書が提出されている（甲B20の4の2の1ないし12）にとどまり、支出を裏付ける資料が提出されているとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち4万3200円は本件使途基準に合致しない支出となる。

エ 広報費

広報費として支出したとする議会報告書送達料3万円（甲B20の1及び5の1）については、年賀葉書の購入代金に係る領収書（甲B20の5の2）が提出されているけれども、政務調査活動との関連性を補足する説明が何らされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

オ 人件費

人件費として支出したとするアルバイト代60万円（甲B20の1及び6）については、領収書が提出されていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

カ 事務所費

事務所費として支出したとする30万0733円（甲B20の1）のうち、借上料やガス代等28万5417円（甲B20の7の1）については、領収書が提出されていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。また、残額の1万5316円については、「御品代」との記載がある領収書（甲B20の7の2）が提出され、この使途は灯油代とされている（甲B20の7の1）けれども、政務調査活動との関連性を補足する説明が何

らされていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、事務所費については全額が本件用途基準に合致しない支出となる。

キ 雑費

雑費として支出したとする事務所設置の電話代4万4758円（甲B20の1及び8の1）については、平成17年度分の経費とはいえない同年3月分の2314円（甲B20の8の2）を除くと4万2444円分の領収書（甲B20の8の3ないし10）が提出されているけれども、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分とを合理的に区分することは困難であるから、各2分の1とするのが相当であり、その2万1222円と上記2314円の合計2万3536円については本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、雑費としての支出のうち2万3536円は本件用途基準に合致しない支出となる。

ク 以上によれば、合計102万9339円が本件用途基準に合致しない支出額であるが、そのうち37万4710円は福士議員が自己負担したと認めることができるから（甲B20の1）、違法な支出額は65万4629円となる。

(20) 高谷議員（別紙番号20）について

ア 調査旅費

調査旅費として支出されたとする46万2000円（甲B21の1）のうち、山形県酒田市への調査に係る費用5万8500円（同）については、領収書（甲B21の2の1）が提出され、日本海沿岸貿易の可能性の調査のため、酒田港の視察や酒田市内の商店街振興策等を調査したとされている（乙13）けれども、具体的な日程や調査の対象者などの具体的な調査内容などは明らかにされておらず、上記支出が政務調査活動と関連するも

のであることについて説明が尽くされているとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

三重県鳥羽市及び和歌山への視察に係る費用14万4000円（甲B21の1）については、同行者である工藤栄弥議員作成の領収書（甲B21の2の4）が提出されているのみであり、支出を裏付けるに足りる資料であるとはいえない上、調査目的、日程、視察先などの基本的な内容は何ら明らかにされておらず、上記支出が政務調査活動と関連するものであることについて説明がされているとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

中国大連市への調査に係る費用25万8000円（甲B21の1）についても、旅行会社発行の12万8000円の領収書（甲B21の2の6）のほか、同行者である工藤栄弥議員発行の13万円の領収書（甲B21の2の5）が提出されているが、大連市における現地費用分担金とされるこの13万円については、現地の企画法人作成の支出明細書（甲B21の2の7）も提出されており、工藤栄弥議員が同費用全額を立て替えて支払い、高谷議員負担分として上記金額を後日に精算したと説明されている（乙13）。また、この調査は、経済特区への進出企業の現状や中国国内のりんごの流通や消費の動向、弘前市と大連市との間での姉妹都市締結の可能性の調査等が目的と説明され（乙13）、視察先の関係者の氏名や地位等も具体的に明らかにされているから、本件使途基準に合致する支出と認める。

駐車料金1500円（甲B21の1）については、領収書が提出されていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち20万4000円については本件使途基準に合致しない支出となる。

イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする20万6900円（甲B21の1）のうち、計上額を上回る額の領収書（再発行のものを含む。甲B21の1及び2の2, 3, 12ないし23）が提出されている新聞購読料9万2600円及び書店発行の領収書（甲B21の1並びに2の24及び25）が提出されている書籍代11万4300円については、本件用途基準に合致する支出と認める。

ウ 会議費

会議費として支出したとする5万3000円（甲B21の1）については、市民と語る会の会場借上費のほかにお茶菓子代2回分が支出されたとされ、会場借上費については、当該名目での2万円分の領収書（甲B21の3の2及び3）が提出されているところ、これらと同日付けで、但書きに「事務整理」と記載のある3万3000円分の領収書（甲B21の3の4及び5）が提出されており、これがお茶菓子代に係る領収書であると説明されている（乙31）から、いずれも本件用途基準に合致する支出と認める。

エ 人件費

人件費として支出したとする2万円（甲B21の1）については、同一人が2名分の氏名を記載した上で同一の印章を用いて押印したとみられる連名の領収書（甲B21の3の1及び6）が提出されており、同領収書には発行者両名の住所がいずれも記載されていないところ、発行者のうちの1名については、他の領収書（甲B21の3の2ないし5）の記載から住所を特定することが可能であるものの、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分を合理的に区分することが困難であるから、各2分の1とするのが相当であり、同人に関する人件費1万円のうち5000円を本件用途基準に合致しない支出と認め、他の1名についてはその住所を特定することができないから、同人に関する人件費1万円を同基準に合致しない支出と認

める。

したがって、人件費としての支出のうち1万5000円については本件
使途基準に合致しない支出となる。

オ 以上によれば、合計21万9000円が本件使途基準に合致しない支出
額であるが、そのうち2万1900円は高谷議員が自己負担したと認める
ことができるから（甲B21の1）、違法な支出額は19万7100円と
なる。

(2) 成田議員（別紙番号21）について

ア 調査旅費

調査旅費として支出したとする78万1175円（甲B22の1及び
2）のうち、島根県松江市等への視察に係る費用13万0780円（甲B
22の2及び7）については、この視察に係るものとして領収書（甲B2
2の8の2）が提出されているけれども、同一期間中に別の場所を視察し
ていることは明らかであって（甲B22の10）、視察先についての説明
内容（甲B22の6の1）の誤りを成田議員自身も認めている（乙14）
ことに照らせば、上記領収書は支出を裏付けるに足りる資料とはいえない
から、本件使途基準に合致しない支出と認める。長野県松本市への視察
（甲B22の15の2）に係る費用4万円（甲B22の2及び7）につい
ては、同行者とみられる弘前駅前北地区まちづくり協議会会長名の領収書
（甲B22の8の15）が提出されているけれども、但書きには視察代金
とあるのみで、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、
これを補足する具体的な説明がされていないから、本件使途基準に合致し
ない支出と認める。山形県酒田市への調査に係る費用9万6300円（甲
B22の2及び7）については、旅費、軽油代、船乗船代及び車借上代に
係る合計9万5439円分の領収書（甲B22の8の1、3、17及び1
9）が提出され、酒田市の離島である飛島に渡航して離島行政の予算等を

調査したと説明されている（甲B22の6の2）から、上記9万5439円を本件使途基準に合致する支出と認め、領収書が提出されていない残額の861円を同基準に合致しない支出と認める。北海道旭川市への視察（甲B22の14の3）に係る費用7245円（甲B22の2及び7）については、平成17年11月12日付けの宿泊代に係る領収書（甲B22の8の12）が提出されているけれども、これは搭乗予定であった航空機が欠航になったことに伴う同月11日の宿泊代とみられるところ、この宿泊代については航空会社から支払がされており（甲B22の14の3ないし5）、政務調査費から支出する必要のないものであるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。中国大連市への視察調査に係る費用25万8000円（甲B22の2及び7）については、同行した工藤栄弥議員発行の領収書（甲B22の6の5、甲B22の8の6）が提出されているけれども、但書きには旅行経費とあるのみで、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでないのに、これを補足する説明がされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。東京及び名古屋への調査に係る費用9万8500円（甲B22の2及び7）については、領収書（甲B22の8の5）が提出され、弘前市の養生幼稚園改修にあたって国の助成金の調査をするため、文部科学省の担当者や代議士と面会する目的であったと説明されている（甲B22の6の6）けれども、具体的な日程や面会の具体的な相手方などは明らかにされておらず、上記支出が政務調査活動と関連するものであることについて十分な説明がされているとはいえない上、収支報告書には「陳情」とも記載されており（甲B22の2）、その実態は補助金獲得のための陳情を行ったにすぎないものではないかとの疑問を拭うことができず、そうだとすれば、これは議員としての通常の活動というべきであるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。和歌山（もし

くは三重県鳥羽市) への調査に係る費用13万6370円(甲B22の2)については、同行した工藤栄弥議員発行の14万4000円の領収書(甲B22の7の4)が提出されているけれども、但書きには調査旅行費用とあるのみで、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかではなく、これを補足する説明がされていないから、本件用途基準に合致しない支出と認める。

タクシー代1万3980円(甲B22の2)のうち、470円については領収書が提出されており(甲B22の8の13)、これは上記の旭川市への視察において利用したものと説明されている(甲B22の7)から、本件用途基準に合致する支出と認めるが、残額の1万3510円については、上記の島根視察に係るものであり(甲B22の7)、領収書(甲B22の8の8ないし10)は提出されているものの、その視察先に関する説明内容が上記のとおり誤りであるのに、これを補足する説明がされていないから、同基準に合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち68万5266円については本件用途基準に合致しない支出となる。

イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする1万3170円(甲B22の1)のうち、原告らが違法と主張する590円については、これを上回る1600円分の書店発行の領収書(甲B22の8の16)が提出されているから、本件用途基準に合致する支出と認める。

ウ 雑費

雑費として支出したとするインク代2430円(甲B22の1及び7)については、領収書(甲B22の8の7)が提出されているけれども、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分とに合理的に区分することは困難で

あるから、各2分の1とするのが相当であり、1215円については本件
使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、雑費としての支出のうち1215円は本件使途基準に合致
しない支出となる。

エ 以上によれば、合計68万6481円が本件使途基準に合致しない支出
額であるが、そのうち10万1775円は成田議員が自己負担したと認め
ることができるから（甲B22の1）、違法な支出額は58万4706円
となる。

(22) 工藤栄弥議員（別紙番号22）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする13万5990円（甲B23の1）に
ついては、ヒナ代7万0300円及び飼料代57万6298円の合計64
万6598円の一部を計上したものと説明され（乙15の1）、各支出を
裏付ける資料として、それぞれ経費帳（甲B23の7の1及び2）及び受
領書（乙15の2の③）が提出されているけれども、工藤栄弥議員の説明
（乙15、32）によっても、シャモロック（青森県産地鶏）のヒナを購
入して飼育し、その試食会を開くことが政務調査研究といかなる関連があ
るかは不明というべきであるから、本件使途基準に合致しない支出と認め
る。

したがって、研究研修費としての支出については、13万5990円全
額が本件使途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする54万2230円（甲B23の1）につ
いては、各視察に係る費用に関する具体的な説明がされていないため、そ
の内訳は不明というほかないが、このうち、中国大連市への視察に係る国
内旅費12万8000円及び現地滞在費用13万円の合計25万8000

円については、領収書等の支出を裏付ける資料（国内旅費につき甲B23の6の2，甲B23の8の33，現地滞在費用につき甲B23の8の32，乙15の1の4枚目）が提出されており，視察の目的や概要等についても，経済特区への進出企業の現状や中国国内のりんごの流通や消費の動向などについて，大連市長や現地の果樹センター理事等と会談し，意見交換をしたと説明されている（乙15の1）から，本件用途基準に合致する支出と認めるが，再発行された領収書（甲B23の6の2，甲B23の8の1）が提出されている山形への調査に係る費用5万8500円及び三重県鳥羽市への旅費14万4000円（甲B23の6の2，甲B23の8の2）については，視察日さえ明らかにされていないから，上記支出が当該政務調査活動と関連するものであることについて説明があったということができず，同基準に合致しない支出と認め，残額の28万1730円についても，その一部として計上されたとみられる通行料金やガソリン代に係る領収書（甲B23の8の4ないし30）が提出されているけれども，各領収書と政務調査活動との関連性について具体的な説明がされていないから，同基準に合致しない支出と認める。

したがって，調査旅費としての支出のうち，計上されている54万2230円から上記大連市への調査旅費25万8000円を控除した残額28万4230円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする8万6730円（甲B23の1）についても，その内訳は不明というほかないが，このうち，領収書（甲B23の9の1）が提出されている「東奥日報」購読料700円，書店等発行の領収書（再発行のものを含む。甲B23の9の3，乙15の2の⑨及び⑩。ただし，平成17年度分の経費といえない同年3月24日購入の450円を除く。）が提出されている書籍代3万1920円については，本件用途

基準に合致する支出と認めるが、上記450円及び領収書が提出されていない残額の5万3660円の合計5万4110円については、同基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち5万4110円については本件使途基準に合致しない支出となる。

エ 会議費

会議費として支出したとする1万0050円（甲B23の1）についても、青森県産地鶏であるシャモロックの試食会の経費として支出したと説明され（乙15の1）、会場費に係る2万円分の領収書（乙15の2の①及び②）及び鍋用野菜代等に係る3万2150円分の領収書（甲B23の7の6及び7）が提出されているけれども、そもそも政務調査研究との関係において、このような試食会を行う必要性があることについて十分な説明がされているとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、会議費としての支出については、1万0050円全額が本件使途基準に合致しない支出となる。

オ 雑費

雑費として支出したとされるガソリン代14万円については、調査旅費として計上されたとみられるガソリン代に係る領収書とは別に、雑費として計上されたガソリン代に係る領収書が提出されているとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

カ 以上によれば、合計62万4380円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち19万5900円は工藤栄弥議員が自己負担したと認めることができるから（甲B23の1）、違法な支出額は42万8480円となる。

(23) 町田議員（別紙番号23）について

ア 前提事実のとおり，町田議員は，平成20年1月30日付けで収支報告書を訂正しているから，訂正後の収支報告書に基づき以下検討する。

イ 研究研修費

研究研修費として支出したとする沖縄調査に係る費用21万5000円（甲B24の13の2）については，旅行代金18万円に係る領収書（甲B24の3の1）が提出され，観光の振興を図り経済を発展させた沖縄の状況を調査し，弘前市の観光客誘致に活かす目的であるとした上で，具体的な視察先を明らかにした説明がされている（乙16の②ないし④，乙33）から，本件使途基準に合致する支出と認めるが，残額の3万5000円については領収書が提出されていないから，同基準に合致しない支出と認める。

したがって，研究研修費としての支出のうち3万5000円については本件使途基準に合致しない支出となる。

ウ 調査旅費

調査旅費として支出したとするガソリン代1万9012円（甲B24の13の2）については，ガソリン代19万3035円に係る再発行された領収書が提出され（乙16の1の⑤），その一部である1万9012円を豪雪災害の調査等の政務調査活動に使用したと説明されている（乙16の1）けれども，その支出と政務調査活動との関連性について具体的な説明がされているとはいえないから，本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって，調査旅費については，1万9012円全額が本件使途基準に合致しない支出となる。

エ 資料作成費

資料作成費として支出したとする市政報告書の作成配布に係る費用3万7000円（甲B24の13の2）については，領収書（甲B24の8の1ないし4）が提出されている2万4000円を本件使途基準に合致する

支出と認めるが、領収書が提出されていない残余の1万3000円を同基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料作成費としての支出のうち1万3000円は本件用途基準に合致しない支出となる。

オ 資料購入費

資料購入費として支出したとする9万1716円（甲B24の13の2）のうち、領収書（甲B24の9の1ないし3）が提出されている新聞購読料合計8万3616円（甲B24の13の2）については、本件用途基準に合致する支出と認める。また、図書代8100円（甲B24の13の2）のうち、書店等発行の領収書（甲B24の9の4ないし7）が提出されている8040円については、本件用途基準に合致する支出と認めるが、残余の60円については領収書が提出されていないから、同基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち60円は本件用途基準に合致しない支出となる。

カ 広報費

広報費として支出したとする4万8000円（甲B24の13の2）については、会場設営費、飲物代及び菓子代として領収書（甲B24の10の1ないし6）が提出されており、これらは議会報告や県東北全国議長の報告及び意見交換を行った際の支出と説明されている（甲B24の13の2）から、本件用途基準に合致する支出と認める。

キ 人件費

人件費として支出したとする事務補助職員雇用代21万6000円（甲B24の13の2）については、但書きに「事務代」と記載された領収書（甲B24の11の1ないし12）が提出されているけれども、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分との合理的区分は困難であるから、各2分

の1とするのが相当であり、10万8000円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

ク 事務所費

事務所費として支出したとする事務所賃貸料19万2000円（甲B24の13の2）については、領収書（甲B24の12の1及び2）が提出されているけれども、上記キで説示したとおり、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分を各2分の1とするのが相当であるから、9万6000円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

ケ 以上によれば、合計27万1072円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち9万8728円は町田議員が自己負担したと認めることができるから（甲B24の13の2）、違法な支出額は17万2344円となる。

(24) 工藤光志議員（別紙番号24）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする4万2000円（甲B25の1）のうち、ひろさき21クラブへの支払5000円（甲B25の2の1）については、但書きに定例会費と記載された領収書（甲B25の2の2）が提出されているけれども、かかる定例会の会費が政務調査活動といかなる関連があるか不明であるのに、これを補足する説明がされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。雪国住宅セミナーへの参加費1万円（甲B25の2の1）については、但書き及び発行者の住所が記載されていない領収書（甲B25の2の3）が提出されているところ、これは株式会社工藤金正設計事務所主催の無落雪住宅の長所及び欠点に関するセミナーに出席した際のものであると説明されている（乙17）ものの、発行者の住所が記載されていない不備について補足する説明がされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。弘前パークホテル

のチケット代7000円（甲B25の2の1）については、同ホテル発行の領収書（甲B25の2の4）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明がされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。自由民主党青森県支部連合会への支払2万円（甲B25の2の1）については、振込目的の記載がない振込金受取書（甲B25の2の5）が提出されているところ、工藤光志議員は同党所属の議員ではなく（甲A15）、当時の同党幹事長や国務大臣らによる講演が行われたセミナーへの参加費であると説明されている（乙17）から、本件使途基準に合致する支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち2万2000円については本件使途基準に合致しない支出となる。

イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする5万3730円（甲B25の1）のうち、仙台市の荒巻学校給食センターへの視察（乙17の①及び②）に係る費用として計上したとみられる3万5740円（宿泊代8350円、切符代2万0620円、タクシー代合計6770円。甲B25の3の1、乙17）については、領収書（甲B25の3の2、3、6、8、10、11）が提出され、上記給食センターの施設や業務内容の調査を目的とした視察の際に支出したものであると説明されている（乙17）から、調査研究活動に資するとはいえない食事代1000円（甲B25の3の2）を除く3万4740円を本件使途基準に合致する支出と認め、上記食事代1000円を同基準に合致しない支出と認める。

その余のタクシー代1万7990円（甲B25の1及び3の1）については、領収証（甲B25の3の4、5、7、9及び12）が提出されているけれども、その記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する十分な説明がされているとはいえないから、本件使途基準に

合致しない支出と認める。

したがって、調査旅費としての支出のうち1万8990円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする10万6150円（甲B25の1）については、市政報告会等への出席者に配布する資料等の印刷代、製本代であると説明され（乙17）、これを上回る13万5950円分の領収書（甲B25の4の2ないし9）も提出されているから、本件用途基準に合致する支出と認める。

エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする9万2323円（甲B25の1）については、8万8115円分の領収書（甲B25の5の2ないし20）が提出されているところ、領収書が提出されていない差額4208円については本件用途基準に合致しない支出と認める。他方、書店等発行の領収書が提出されている上記8万8115円のうち、「全国農業新聞」購読料7200円（甲B25の5の15及び16）については、平成17年度分の経費といえない同年1月分から同年3月分までに係る購読料1800円を本件用途基準に合致しない支出と認めるが、残りの5400円を同基準に合致する支出と認める。また、その余の8万0915円のうち、「日刊スポーツ」購入代130円（甲B25の5の2）、並びに工藤光志議員が少子化問題、いじめ問題、虐待事件等の問題に関する一般質問の参考にするために購入したと説明（乙17）している「天空の城ラピュタ」及び「平成狸合戦ぽんぽこ」のソフト購入費8504円（甲B25の5の6）については、社会通念上は政務調査活動と関連がない私的な支出というべきであり、また、平成18年4月18日に購入した書籍代1470円（甲B25の5の14）については、平成17年度分の経費とはいえないから、いず

れも本件用途基準に合致しない支出と認めるが、残りの7万0811円（甲B25の5の3ないし5，7ないし13，17ないし20）については，同基準に合致する支出と認める。

したがって，資料購入費としての支出のうち1万6112円については本件用途基準に合致しない支出となる。

オ 広報費

広報費として支出したとする15万6210円（甲B25の1）のうち，但書きの記載のない領収書（甲B25の6の2及び3）が提出されている14万9000円については，約350人が参加した市民と語る会におけるお茶菓子代であると説明され（甲B25の6の1，乙17），また，郵便料金並びに切手，葉書及び印紙代に係る領収書（甲B25の6の4ないし7）が提出されている残額の7210円については，上記会合や市政報告会等の案内文の郵送料であると説明されている（乙17）から，本件用途基準に合致する支出と認める。

カ 会議費

会議費として支出したとする16万6265円（甲B25の1）のうち，4万8000円については領収書（甲B25の7の2）が提出されているけれども，発行日が平成17年3月2日であるから，平成17年度分の経費であるとはいえず，本件用途基準に合致しない支出と認める。他方，残額の11万8265円については，領収書（甲B25の7の3ないし5）が提出されており，市議会における一般質問等に関する会議を行った際のお茶菓子代や会場借上代などと説明されている（乙17）から，本件用途基準に合致する支出と認める。

したがって，会議費としての支出のうち4万8000円については本件用途基準に合致しない支出となる。

キ 人件費

人件費として支出したとするアルバイト代36万円（甲B25の1及び8の1）については、領収書（甲B25の8の2ないし13）が提出されているけれども、視察調査の資料整理、新聞記事の切り抜き整理などを行わせ、これに基づき市議会での一般質問や政策提案等の議会活動を行っていたと説明されており（乙17）、そうであれば、専ら政務調査活動に係るものであるとはいえず、これに係る分とその他の議員活動に係る分を按分すべきであるところ、その合理的区分は困難であるから、各2分の1とするのが相当であり、18万円については本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、人件費としての支出のうち18万円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ク 事務所費

事務所費として支出したとする事務所電話代1万8537円（甲B25の1）については、1万6873円分の領収書（甲B25の9の2ないし11）が提出されているところ、領収書が提出されていない1664円については本件用途基準に合致しない支出と認める。他方、領収書の提出されている上記1万6873円のうち、平成18年4月18日に支払われていて平成17年度中の支出とはいえない平成18年2月分及び同年3月分並びに平成17年度分の経費であるとはいえない同年4月分の合計5040円については同基準に合致しない支出と認め、残りの1万1833円についても、上記キと同様に、政務調査活動分とその他の議員活動分に按分すべきであり、各2分の1とするのが相当であるから、上記1万1833円の2分の1である5916円を同基準に合致しない支出と認める。

したがって、事務所費としての支出のうち1万2620円については本件用途基準に合致しない支出となる。

ケ 雑費

雑費として支出したとする事務用品代9159円（甲B25の1及び10）のうち、クリアケース購入費374円（甲B25の10の1）については領収書が提出されておらず、また、平成18年4月1日に購入したクリアブック代等762円（甲B25の10の1及び9）については、平成17年度分の経費であるとはいえないから、いずれも本件用途基準に合致しない支出と認める。

残額の8023円（甲B25の10の1）については、いずれも領収書（甲B25の10の2ないし8）が提出されているけれども、上記キで説示したとおり、政務調査活動分とその他の議員活動分に按分すべきであり、各2分の1とするのが相当であるから、上記8023円の2分の1である4011円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

したがって、雑費としての支出のうち5147円については本件用途基準に合致しない支出となる。

コ 以上によれば、合計30万2869円が本件用途基準に合致しない支出額であるが、そのうち28万4374円は工藤光志議員が自己負担したと認めることができるから（甲B25の1）、違法な支出額は1万8495円となる。

(25) まとめ

以上によれば、吉田議員らによる本件政務調査費の支出のうち、上記各違法支出額については、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」（本件条例8条）の支出ということができないから、吉田議員らのうち違法な支出額が残存する議員については、不当に利得していると認めることができる上記各違法支出額と同額の金員を弘前市に返還すべき義務を負い、他方、弘前市は、当該議員らに対し、上記各違法支出額と同額の金員についての不当利得返還請求権を有している。

なお、上記認定説示のとおり、本件用途基準に合致する適正な政務調査費

の支出と認められるものについて、原告らは、別紙「原告らの主張」欄記載のとおり、その違法性につき様々に主張するが、これは、各議員らが提出した資料やその説明等に対し、信用できないとの前提に基づき、疑念や憶測を重ねるものか、または各議員の政務調査活動の実質的内容について非難を加えるものにすぎないといわざるを得ず、既に説示したとおり、政務調査活動については各議員の自主性も尊重されるべきであるから、原告らのこれらの主張は採用できない。

3 争点(2) (被告の不当利得返還請求権行使の懈怠の違法性) について

既に説示したとおり、政務調査費については、収支報告書の提出、会計帳簿の調整、領収書等の整理保管が議員に義務付けられているところ、整理保管が義務付けられた領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出や政務調査活動に必要な支出をしたことを裏付ける資料がない支出があることが本件訴訟の弁論終結時まで判明した以上、被告が不当利得返還請求をしないことは違法な懈怠に当たるものというべきである。

なお、本件条例には、交付を受けた政務調査費に残余がある場合の返還義務を定めた規定（5条、8条）はあるものの、その返還時期について明確に定めた規定はない。しかし、収支報告書の提出期限を定める本件条例の規定（7条1項及び2項）及びその趣旨に照らせば、本件条例は、残余金の返還時期については、確定期限（政務調査費の交付に係る年度の翌年度の4月30日）又は不確定期限（議員でなくなった日から30日以内）を定めているものというべきであり、また、各議員が政務調査費として支出した金員が本件使途基準に合致しない違法なものである場合には、違法支出額に相当する残余金があるものと同視すべきであるから、政務調査費を違法に支出したことを理由とする不当利得返還請求における附帯請求の起算日は、任期途中で議員でなくなった場合を除き、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月1日と認めるのが相当

である。

4 まとめ

以上によれば、吉田議員らは、それぞれ、弘前市に対し、平成17年度分の政務調査費に係る前記認定の違法支出額（別紙「裁判所の判断」の「本件使用基準に合致しない支出額（合計）」欄参照）と同額の不当利得返還義務を負うとともに、これに対する平成18年5月1日（平成17年度の翌年度の4月30日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

また、三上惇議員は、当初の収支報告書を訂正した上、弘前市に対し、訂正後の収支報告書記載の残額に相当する額を返還しているから、返還額2万5234円に対する平成18年5月1日から平成21年7月1日（返還日）まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務も負うことになる。

さらに、下山議員についても、当初の収支報告書を訂正した上、弘前市に対し、訂正後の収支報告書記載の残額に相当する額を返還しているから、返還額29万3577円に対する平成18年5月1日から同年11月17日（返還日）まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務も負うことになる。

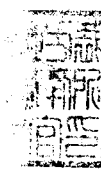
5 以上のとおり、原告らの本件請求は上記の限度で理由があるから、この限度で認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

青森地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 貝 原 信 之

裁判官 西 山 涉

裁判官 吉 岡 正 智



主文目録

- 1 被告は、吉田銀三に対し、金20万0040円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 2 被告は、蒔苗幸男に対し、金9万5350円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 3 被告は、藤田昭に対し、金34万0626円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 4 被告は、柳田誠逸に対し、金43万6888円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 5 被告は、山崎和也に対し、金72万円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 6 被告は、宮本隆志に対し、金10万5422円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 7 被告は、木村定光に対し、金39万6150円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 8 被告は、一戸兼一に対し、金44万9712円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 9 被告は、三上秋雄に対し、金22万8624円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 10 被告は、谷川政人に対し、金33万5011円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 11 被告は、工藤良憲に対し、金65万2608円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 12 被告は、三上惇に対し、金43万8081円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、並びに金2万5234円に対す

る平成18年5月1日から平成21年7月1日まで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

13 被告は、金谷昭に対し、金34万4308円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

14 被告は、山谷秀造に対し、金3万9850円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

15 被告は、工藤力に対し、金7万4825円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

16 被告は、下山文雄に対し、金9005円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、並びに金29万3577円に対する平成18年5月1日から平成18年11月17日まで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

17 被告は、藤田隆司に対し、金4万9407円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

18 被告は、福士博嗣に対し、金65万4629円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

19 被告は、高谷友視に対し、金19万7100円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

20 被告は、成田善一に対し、金58万4706円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

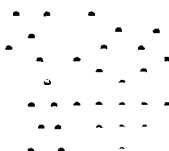
21 被告は、工藤栄弥に対し、金42万8480円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

22 被告は、町田藤一郎に対し、金17万2344円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

23 被告は、工藤光志に対し、金1万8495円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

24 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

25 訴訟費用はこれを5分し、その3を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。



(別紙)

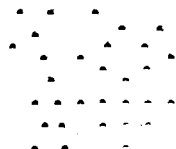
請求の趣旨目録

- 1 被告は、吉田銀三に対し、金35万8277円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 2 被告は、蒔苗幸男に対し、金63万7587円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 3 被告は、藤田昭に対し、金67万0926円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 4 被告は、柳田誠逸に対し、金67万7275円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 5 被告は、山崎和也に対し、金72万円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 6 被告は、宮本隆志に対し、金56万5361円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 7 被告は、木村定光に対し、金72万円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 8 被告は、一戸兼一に対し、金53万9172円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 9 被告は、三上秋雄に対し、金43万9524円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 10 被告は、谷川政人に対し、金46万9178円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 11 被告は、工藤良憲に対し、金72万円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 12 被告は、三上惇に対し、金62万2126円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、並びに金2万5234円に対す

る平成18年5月1日から平成21年7月1日まで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

- 13 被告は、金谷昭に対し、金60万2875円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 14 被告は、松橋武史に対し、金41万0249円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 15 被告は、山谷秀造に対し、金62万3234円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 16 被告は、工藤力に対し、金63万9243円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 17 被告は、下山文雄に対し、金40万6592円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、並びに金29万3577円に対する平成18年5月1日から平成18年11月17日まで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 18 被告は、藤田隆司に対し、金69万0270円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 19 被告は、福士博嗣に対し、金71万3444円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 20 被告は、高谷友視に対し、金65万3710円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 21 被告は、成田善一に対し、金68万2313円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 22 被告は、工藤栄弥に対し、金72万円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 23 被告は、町田藤一郎に対し、金58万4000円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

24 被告は，工藤光志に対し，金58万5028円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。



番号	議員名	科目	内訳	支出額	原告らの主張		裁判所の判断
					違法支出額	理由	
1	吉田銀三	研究研修費	8/29那須塩原視察水路での発電装置の調査	36750	36750	目的等が不明であり、政務調査研究との関係が明らかでない。	0
			9/26富山市及び掛川市視察 雪対策、地産地消調査	58110	58110	調査内容が不明であり、富山市議会には来訪の記録もなく、私的な観光旅行である可能性が高い。	58110
			10/3岩泉町視察 雑木林でのわさびづくり等の調査	15000	15000	領収書が提出されていない。	15000
			10/5高松市での全国都市問題会議10万0697円の詳細			収入支出帳簿には12万0259円と記載されているが、領収書金額の合計は10万0967円である。	
			9/26航空旅費及び宿泊料	58110	58110	領収書が提出されていない	58110
			9/26航空券取消手数料	12920	12920	領収書が提出されていない上、そもそも自己都合によるキャンセルであるから、目的外支出である。	12920
			9/27振込手数料	210	210	領収書が提出されていない。	210
			9/27参加費	10000	10000	会議中に私的観光に行っていた可能性があり、会議への参加自体が不適當であるから、違法である。	0
			宿泊料	12000	12000	領収書が提出されていない。	12000
			10/5~10/8 交通費(タクシ一代、電車代等)	6007	6007	平成17年10月5日に支出したタクシ一代720円とバス代960円、同月6日に支出したタクシ一代合計8720円は、いずれも不要な支出であるから、吉田議員負担分である3467円は違法である。また、同月7日における地下鉄切符代270円、同月8日の地下鉄モノレール乗車賃990円、パークトレイン250円は、大阪観光に伴う費用であり、違法である。	1240
			平家歴史館への入館料及び万博記念公園への入場料	1450	1450	平成17年10月6日の平家歴史館への入館料1200円と同月8日の万博記念公園への入場料250円は、私的観光に伴う費用であるから、違法である。	1450

	科目総額	210557	210557	210557	159040
資料購入費	陸奥新報購読料	31200	31200	31200	31200
	現代農業購読料	9600	8000	8000	8000
	日本教育新聞社購読料	31500	0	0	0
	全国農業新聞購読料	7200	1800	1800	1800
	教育公論社	41580	0	0	0
	ブリタニカジャパン 17年度国際年鑑	9300	9300	9300	0
	ビーエヌサービス出版 部日本政治50年誌	39000	39000	39000	0
	第一法規株式会社	42620	42620	42620	0
	科目総額	212000	131920	41000	41000
	市民と語る会における 会場借上料(2回分)	15800	15800	15800	0
科目総額	15800	15800	15800	0	
小計	438357	358277	200040	200040	
自己負担分	0	0	0	0	
合計	438357	358277	200040	200040	
2	研究研修費				
蒔苗幸男	春期自治政策講座5万 4200円の詳細				
	受講料	20000	20000	20000	0
	交通費	29400	29400	29400	0

独狐～駅往復タクシー代2400×2	4800	4800	4800	領収書が提出されていない。	4800
冬期自治政策講座5万9990円の詳細					
受講料	3000	3000	3000	議員活動を行う上での一般的教養を高めるための講座にすぎず、政務調査活動に資するものではない。	0
J R 東日本指定券7枚購入費	35390	35390	35390	議員活動を行う上での一般的教養を高めるための講座への参加旅費であり、政務調査活動に資するものではない。	0
J R 東日本個人型会員券1枚購入費	11100	11100	11100	議員活動を行う上での一般的教養を高めるための講座への参加旅費であり、政務調査活動に資するものではない。	0
独狐～駅往復タクシー代2820, 2400	5220	5220	5220	領収書が提出されていない。	5220
丸の内駅～剛堂会館往復タクシー代2640×2	5280	5280	5280	領収書が提出されていない。	5280
10/5高松市での全国都市会議9万6820円の詳細					
旅費	74300	74300	74300	議員活動を行う上での一般的教養を高めるための講座への参加旅費であり、政務調査活動に資するものではない。	0
参加費	10000	10000	10000	議員活動を行う上での一般的教養を高めるための講座にすぎず、政務調査活動に資するものではない。	0
往復車代	7000	7000	7000	領収書には当該受領者の住所の記載がなく、体裁に不備がある。	7000
交通費(高松ホテル～受講場所まで)	5520	5520	5520	個人的観光のために支出した可能性が高く、違法である。	0
科目総額	211010	211010	211010		22300
調査旅費					
7/6～9中津川市及び下呂市への視察 13万1610円の詳細					
7/4あいさつ用土産代, 同送料 3090, 5292, 840, 840/8	1257	1257	1257	2件とも議会事務局への土産であり、目的外支出である。	0

7/6交通費 7990, 750, 2770, 2860, 2 320, 2680/8	2421	2421	2421	単なる観光目的の支出であり、目的外支出である。	0
7/6食事代(昼食及び 夕食) 6850, 12000/8	2356	2356	2356	食事代は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出 することは目的外支出である。	2356
7/7交通費(タクシー 代、電車代等) 4350, 4300, 4680, 5520, 750, 750, 200, 200, 610, 700/8	2758	1393	118	タクシー代のうち950円(750円及び200円)については 領収書が提出されていないから、議員負担分である11 8円は違法な支出である。また、タクシー代1万0200円 (4680円及び520円)については、行き先が不明であ り、私的な観光旅行であるから、議員負担分である127 5円は違法な支出である。	118
7/7食事代(朝食、昼 食、夕食) 8000, 16000, 12000/8	4500	4500	4500	食事代は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出 することは目的外支出である。	4500
7/7宿泊代53200/8	6650	0	0		0
藤村記念館入館料 4500/8	563	563	563	政務調査活動との関連が不明である上、9名分の支出となって いる点につき合理的説明がされていない。	563
7/8食事代(昼食) 17600/8	2200	2200	2200	食事代は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出 することは目的外支出である。	2200
7/8恵那峡遊覧船乗船 料10000/8	1250	1250	1250	単なる観光旅行である。	1250
7/8有料道路料金200/8	25	0	0		0
7/9食事代(昼食) 9700/8	1212	1212	1212	食事代は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出 することは目的外支出である。	1212
7/9高速代 1050, 2950, 750, 350, 65 0/8	719	719	0	単なる観光旅行に伴う交通費にすぎない。	0
7/9宅配料2080/8	260	260	0	個人的な荷物の発送費用にすぎない。	0

8/1写真代, 調査資料・調査報告書作成費 3000, 3000, 5360, 4490/ 8	1981	1981	1981	領収書が示されていない。	1981
8/1旅行者への代金 827662/8	103458	34485	34485	平成17年7月9日以降の旅は単なる観光旅行であり, 蒔苗議員負担分のうち, 少なくとも3分の1にあたる3万4485円は個人的活動に伴う支出である。	0
台湾りんご事情視察旅 費	328000	328000	328000	政務調査研究の内容や実態が不明で, 単なる観光旅行である。	82000
科目総額	459610	382597	382597		96180
資料購入費	7200	1800	1800	期間外3か月分(平成17年1月分から同年3月分まで)が含まれている。	1800
全国農業新聞購読料	36000	36000	36000	領収書は平成19年6月25日に再発行されたものであり, 平成17年度中に支出されたものか検証できない。	0
東奥日報購読料	10560	10560	10560	領収書が提出されていない。	10560
家の光(農協)購入費	3000	3000	3000	1500円分は領収書が提出されていないし, 提出された領収書1500円も政務調査研究に関連する書籍かどうか不明である。	1500
書籍購入費	56760	51360	51360		13860
科目総額	118440	118440	118440	支払明細の宛先は蒔苗幸男事務所であり, その住所に照らせば後援会事務所において使用している可能性が高く, 目的外支出である。	88830
事務所費	118440	118440	118440		88830
パソコンリース代	845820	763407	763407		221170
科目総額	-125820	-125820	-125820		-125820
小計	720000	637587	637587		95350
自己負担分					
合計					

3 藤田 昭	研究研修費	①全国りんご研究大会 示例発表(市民会館) ②県共防連記念講演会 (アップランド) ③各種研修会負担金 ④地域、歴史文化研修 会(自得小130周年、 鬼神社7日堂祭裸まいり、 民次郎慰霊祭)	61000	61000	61000	いづれも領収書が提出されていないし、「各種研修会負担金」は具体性に欠けており、その用途を推定することができない。また、「自得小130周年、鬼神社7日堂祭裸まいり、民次郎慰霊祭」は、政務調査研究との関連が明らかでない。	61000
		弥生町会70周年記念 事業協賛会費	20000	20000	20000	政務調査活動との関連が不明である。	20000
		科目総額	81000	81000	81000		81000
	調査旅費	高松市での第67回全 国都市問題会議	98300	98300	98300	支出額に対応した領収書が提出されていない。また、議員活動を行う上での一般的教養を高めるための会議への参加旅費であり、政務調査活動に資するものではない。	14000
		台湾りんご事情視察旅 費	328000	328000	328000	政務調査研究の内容や実態が不明で、単なる観光旅行である。	82000
		周辺りんご園調査	5310	5310	5310	算定根拠が示されない上、領収書のナンバーが不自然であるなど、体裁に不備がある。	5310
		科目総額	431610	431610	431610		101310
	資料購入費	陸奥新報購読料	31200	31200	31200	領収書が提出されていない。	31200
		読売新聞購読料	36084	0	0		0
		弘前市史等頒布代金	8000	0	0		0
		書籍代2100, 1890	3990	3990	3990	何を購入したのか不明であり、個人的支出である。	0
		使途不明分	1000	1000	1000	使途不明である。	1000

	科目総額	80274	31200	31200	
広報費	市内関係者150軒位訪問(市民懇談経費を差し引いた残額)	52410	52410	52410	52410
	地域住民懇談及び市内の市民懇談(自宅)	33862	33862	33862	33862
	科目総額	86272	86272	86272	86272
会議費	①地元団体組織との懇談(各町会, 共防組合, 消防, 学校関係)				
	②市内団体組織との懇談(弘前麵研究会, 建物管理組合の顧問, 音楽同好会の会長, 弘前体育協会等)に係る支出は, 各団体の活動にその組織の会員, 顧問や会長としての支出であって, 政務調査活動とにおける支出ではない。	45200	45200	45200	45200
	科目総額	45200	45200	45200	45200
小計		724356	675282		344982
自己負担分		-4356	-4356		-4356
合計		720000	670926		340626
4 柳田誠逸	研究研修費				
	高松市での第67回全国都市問題会議12万0259円の詳細				
	9/26航空旅費及び宿泊料	58110	58110	58110	0
	9/26航空券取消手数料	12920	12920	12920	12920
	9/27振込手数料	210	210	210	210

9/27参加費	10000	10000	10000	会議中に私的観光に行っていた可能性があり、会議への参加自体が不適當であるから、違法である。	0
宿泊料	12000	12000	12000	領収書が提出されていない。	12000
10/5～10/8 交通費(タクシー代、 電車代等)	6007	6007	6007	私的観光に伴う交通費にすぎない。	1240
平家歴史館への入館料 及び万博記念公園への 入場料	1450	1450	1450	平成17年10月6日の平家歴史館への入館料1200円と同 月8日の万博記念公園への入場料250円は、私的観光に伴う 費用であるから、違法である。	1450
10/8食事代	19562	19562	19562	食事代は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出 することは目的外支出である。	19562
科目総額	120259	120259	120259		47382
調査旅費					
東京都大田市場等への 視察旅費及び宿泊費4 万6600円	46600	46600	46600	調査の同行者や訪問先が明らかでなく、私的な観光旅行のため の費用に充てられた可能性があるから、政務調査費との関連 がなく、違法な支出である。	0
科目総額	46600	46600	46600		0
資料購入費					
全国農業新聞購読料	30600	30600	30600		30600
「地上」等購入費	15609	15609	15609	議員活動の一環であるから、政務調査費の研究との関連 として購読したものから、政務調査費との関連のない支出で ある。	15609
現代農業購読料	9600	9600	9600		9600
増刊現代農業購読料	3600	3600	3600		3600
科目総額	59409	59409	59409		59409

広報費	調査研究・議会報告書作成費(12/24, 11/25も含む。34900 ②2/13 30510)	65410	65410	65410	印刷内容が明らかでなく、政務調査研究との関連も明らかでない。	0
	科目総額	65410	65410	65410		0
会議費	コピー代	16065	16065	16065	発行された領収書には不備がある上、いかなる資料をコピーしたのか使途内容が不明である。	0
	地域住民と語る会(3回分)に係るジュース代及びお菓子代	39375	39375	39375	会議の実在性自体が不明であるから、当該支出が会議用に購入されたものであるかも不明である。また、領収書発行元の住所は柳田議員の住所地から相当遠方であり、当該商店から購入する必要性がない。	0
	科目総額	55440	55440	55440		0
事務所費	柳田恵子に対する事務所賃借料	300000	300000	300000	発行された領収書には領収書発行者の住所の記載がなく、不備がある上、当該発行者は妻であり、実質的に家計に充当されているから、違法である。	300000
	電気料	64230	42820	42820	事務所は政務調査目的だけに使われているものではないから、事務所使用に伴う電気代、電話料及び灯油代についても目的外支出が含まれる。	48173
	電話料	32674	21783	21783		24505
	灯油代	31450	20966	20966		23588
	科目総額	428354	385569	385569		396266
	小計	775472	732747	732747		503057
	自己負担分	-55472	-55472	-55472		-55472
合計	720000	677275	677275		447585	
5 山崎和也	研修会参加費用 7000×6, 5000×1	47000	47000	47000	領収書が提出されていない。	47000
	科目総額	47000	47000	47000		47000

調査旅費	①17年5月24日～5月27日 大村市及び鳥栖市視察	386880	386880	386880	領収書が提出が提出されていない上、東京への調査に関しては訪問の事実を確認できない。	386880
	②17年11月26日～27日 東京視察					
	③18年2月8～2月12日 台湾視察					
	科目総額	386880	386880			386880
	資料購入費					
	図書購入及びインターネット料金	405347	405347	405347	領収書が提出されていない。	405347
	科目総額	405347	405347			405347
	雑費					
	事務用品購入及び郵便料金	440	440	440	領収書が提出されていない。	440
	科目総額	440	440			440
小計		839667	839667		839667	
自己負担分		-119667	-119667		-119667	
合計		720000	720000		720000	
宮本隆志	研究研修費					
	10/5～10/8高松市での第67回全国都市問題会議9万6780円の明細	4933	4933	4933	1万2000円については領収書が提出されおらず、宮本議員負担分の1500円は違法な支出である。また、2万7467円は食事代であるところ、これは議員報酬から支出すべきであり、同議員負担分である3433円は目的外支出である。	4933
	10/5 39467 (12000, 食事代27467) / 8	4607	4607	4607	食事代と解される支出であるが、これは議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	4607
	10/6 36860/8					

10/7	41520/8	5190	5190	5190	食事代と解される支出であるが、これは議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	5190
	カメラ・写真代2000 タクシー代2000, 2000/8	750	750	750	領収書が提出されていない。	750
	旅費	71300	71300	71300	議員としての一般的知識を得るための支出であり、政務調査活動に資するものではない。	0
	参加費	10000	10000	10000	議員としての一般的知識を得るための支出であり、政務調査活動に資するものではない。	0
	科目総額	96780	96780	96780		15480
調査旅費						
		1257		1257	平成17年7月4日のあいさつ土産2件、送料合計1257円については、議会事務局への土産であり、政務調査研究との関連がない。	1257
		2421		2421	平成17年7月6日の交通費合計2421円については、単なる私的観光に伴う交通費である。	2421
		2356		2356	平成17年7月6日の食事代合計2356円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	2356
		1393		1393	平成17年7月7日の交通費合計2758円のうち、タクシードのうち950円(750円及び200円)については領収書が提出されていないから、宮本議員負担分である118円は違法な支出である。また、タクシード1万0200円(4680円及び5520円)については、行き先が不明であり、私的な観光旅行であるから、宮本議員負担分である1275円は違法な支出である。	1393
		4500		4500	平成17年7月7日の食事代合計4500円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	4500
	17.7.6~7.9岐阜県中 津川市、下呂市視察 旅費	1100	131610	1100	平成17年7月7日の宿泊代6650円に含まれる朝食代1100円は議員報酬で充当されるべき支出である。	1100
		563		563	藤村記念館への入館料563円は個人的な観光に伴う支出である。	563

		平成17年7月8日の食事代2200円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	2200	2200
		平成17年7月8日の恵那峡遊覧船乗船料1250円については、私的な観光旅行に伴う支出にすぎない。	1250	1250
		平成17年7月9日の食事代1212円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	1212	1212
		平成17年7月9日の高速代合計719円については、白川郷への視察に伴うものであり、その視察自体の目的が不明であつて、単なる観光旅行である。	719	719
		平成17年7月9日の宅配料260円については、個人的な荷物の発送費用にすぎない。	260	260
		平成17年8月1日の写真代外合計1981円については、領収書が示されていない。	1981	1981
		平成17年8月1日の旅行者への代金10万3458円については、同年7月9日以降の旅程は単なる観光旅行であるから、宮本議員負担分のうち、少なくとも3分の1にあたる3万4485円は私的活動に伴う支出である。	34485	34485
18.1.31~2.3熊本県宇城市、阿久根市視察13万2550円明細				
旅行代金	104140	調査研究活動内容を示す資料が全く示されず、調査実態が明らかでないから、政務調査研究との関連が不明である。	104140	0
1/18りんご代7870/5	1574	2件とも議会事務局への土産であり、政務調査研究との関連がない。	1574	0
2/1宿泊代54500昼食代2500切符代3050/5	12010	宿泊費に含まれている朝食代1100円と昼食代5000円は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。また、昼食代2500円については、領収書が示されていない。	12010	500

2/2宿泊代58110昼食代5000切符代4250おみやげ代1560/5	13784	312	領収書が示されていない。	312
2/3切符代1250/5	250	13472	調査研究活動の内容を示す資料が示されており、調査実態が不明であるから、宿泊費及び昼食代のうち、宮本議員負担分である1万3472円は違法な支出である。	1000
2/4写真代3958/5	792	250	調査研究活動内容を示す資料が全く示されず、調査実態が明らかでないから、政務調査研究との関連が不明である。	0
18.2.8~2.10神奈川県鎌倉市、横浜青果市場7万9512円の明細		792	調査研究活動の内容や実態が不明であるから、宮本議員負担分である792円は違法な支出である。	0
1/25旅費交通費 311800/5	62360	1100	旅費に含まれている食事代1100円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	0
2/8挨拶菓子代、交通費(バス代、タクシード)等2730、5350、2000、1200、1200、1460、1540、1060、7200/5	4748	546	挨拶菓子代3件分2730円については、調査研究活動の実質が存在しないから、議員報酬から充当されるべきである。	2510
		2510	昼食代5350円、夕食代7200円は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	
		400	羽田~品川間の交通費は「空港バス代」として旅行者者に支払済みであり、二重計上である。	
		212	タクシー代1060円については、その目的や内容が示されず、政務調査研究との関連が不明である。	
2/9食事代(朝食、昼食、夕食)、交通費(バス代、タクシード)、お茶代等1860、2020、1050、4450、600、4550、600、9000/5	4826	3840	朝食代4450円、昼食代4550円、夕食代9000円、お茶代1200円は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	3840

2/10食事代(昼食代, 夕食代), 交通費(タクシー代), お茶代等 1000, 640, 640, 660, 660, 2000, 4000, 600, 1460, 1460, 4850/5	3594	3594	3594	2350	昼食代4000円及びお茶代600円は議員報酬で賄われるべきであり, 政務調査費から支出することは目的外支出であるから, 宮本議員負担分の920円は違法な支出である。また, 当該調査日程に照らせば, 平成17年2月10日午後5時20分以降のタクシー代及び夕食代(宮本議員負担分は2474円)はすべて個人的支出である。さらに, ホテル利用税1000円は領収書が示されておらず, 宮本議員負担分200円が違法な支出である。
カメラ写真代 1029, 732, 5966, 4508/5	2447	2447	2447	0	調査研究活動の内容不明な調査に係る写真代である以上, 宮本議員負担分である2447円が違法な支出である。
ロッカー代 500, 500, 500, 500, 500, 500/5	600	600	600	0	政務調査研究との関連が不明である。
政務調査計画書・報告書作成費2980, 2480/5	1092	1092	1092	0	政務調査計画書作成費2980円と政務調査報告書作成費2480円は調査終了後の同日付の領収書であるが, 計画書作成が調査終了後となっており, 上記書類が提出された形跡がないから, 宮本議員負担分の1092円が違法な支出である。
切手代320/5	64	64	64	64	領収書が提出されておらず, 宮本議員負担分の64円については違法な支出である。
報告書と明細の不分	0	1847	0	0	
自己負担分	-219			-219	
調査燃料代(ガソリン)	58994	58994	58994	0	領収書の但書きには記載がなく, 体裁に不備があり, 真にガソリン代に支出されたものか客観的に検証できない。
科目総額	402666	265493	66054	66054	
資料作成費	5880	5880	5880	0	5880円については何を購入したか不明である。
ゴム印, コピー代	8664	5776	5776	0	インクカートリッジ・封筒は政務調査目的だけに使われているものではなく, 購入費のうち3分の2については政務調査活動以外の議員活動等に使用された分であるから, 違法である。
製本代	2500	0	0	0	
科目総額	17044	11656	0	0	

資料購入費	農業新聞購読料	7200	0	0	
	「弘前市史」外購入費	8302	302	0	1149円と1953円の領収書に係る支出は使途不明である上、弘前市史8000円を超える302円も使途不明である。
広報費	科目総額	15502	302	0	
	報告書送料(郵便料金)	46385	46385	0	報告会の案内は後援会長名でされており、当該支出は後援会活動に対する支出であるから、目的外支出である。
	同上(はがき代)	10000	10000	0	
	科目総額	56385	56385	0	
会議費	市政について語る会(会場費)	5000	5000	0	
	同上(茶菓子代)	31350	31350	0	政務調査活動との関連が不明である。
	科目総額	36350	36350	0	
事務所費	事務所賃借料	120000	120000	60000	領収書に収入印紙が貼付されておらず、体裁に不備がある。
	事務所電話代	9932	9932	4966	事務所賃貸料としての支出が違法であるから、当該事務所に設置されていたとされる電話の電話代も違法である。
	科目総額	129932	129932	64966	
雑費	写真代	6419	6419	0	政務調査活動との関連が不明である。
	科目総額	6419	6419	0	
小計		761078	603317	146500	
自己負担分		-41078	-37956	-41078	
合計		720000	565361	105422	
7 木村定光	調査旅費	304600	304600	0	単なる観光旅行にすぎない。
	科目総額	304600	304600	0	

資料作成費	印刷製本代	42350	42350	42350	42350	木村議員は一度も市議会で一般質問をしておらず、印刷製本に係る費用を支出するのは不自然であり、違法な支出である。	42350
	科目総額	42350	42350	42350	42350		42350
資料購入費	東奥年鑑, 住宅地図	31250	31250	31250	31250	領収書の但書きには「品代として」としか記載されておらず、何を購入したのか確認できないため、体裁に不備がある。	31250
	科目総額	31250	31250	31250	31250		31250
広報費	広報紙, 報告書印刷費	168500	168500	168500	168500	何をどのような目的で印刷したのか不明である。	168500
	科目総額	168500	168500	168500	168500		168500
会議費	お茶・ジュース・菓子 (10回分) 代金として	151000	151000	151000	151000	領収書には「10回分」との記載があるが、会合がいつどこで開催されたのか不明であり、会合が開催されたこと自体が疑わしい。	151000
	科目総額	151000	151000	151000	151000		151000
人件費	アルバイト料7/4 4000, 4000, 8/23 4000, 4000, 10/13 4000, 4000, 2/5 2500, 4000, 12/2 4000, 4000	38500	38500	38500	38500	領収書の但書きには何ら記載がなく、体裁に不備があるほか、アルバイトとして雇用した目的や従事させた事務内容が不明である。	19250
	科目総額	38500	38500	38500	38500		19250
雑費	事務用品	26545	26545	26545	26545	領収書の但書きには「品代として」としか記載がなく、何を購入したのか確認できないため、体裁に不備がある。	26545
	科目総額	26545	26545	26545	26545		26545
小計		762745	762745	762745	762745		438895
自己負担分		-42745	-42745	-42745	-42745		-42745
合計		720000	720000	720000	720000		396150

8	一戸兼一	調査旅費	恵庭市、小樽市への調査費用5万1780円明細				0
			J R運賃	5620	5620	J R運賃5620円については、領収書から窺われる行程と予定されていた旅程と全く整合性がないから、目的外支出である。	0
			航空旅費等	35800	2200	旅費に含まれると思われる朝食代2200円は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	0
			カメラ土産代	2600	2600	土産代2600円は政務調査研究と関連がない。	0
			タクシ一代	4210	4210	タクシ一代4210円は、領収書の記載には「千歳～恵庭市役所」と記載されながら、旅程には「市内視察」と記載され、説明に一貫性がなく、目的外支出と疑われる。	0
			タクシ一代、バス代	3550	0		0
					1257	平成17年7月4日のあいさつ土産2件、送料合計1257円については、議会事務局への土産であり、政務調査研究との関連がない。	1257
					2421	平成17年7月6日の交通費合計2421円については、単なる私的観光に伴う交通費である。	2421
					2356	平成17年7月6日の食事代合計2356円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	2356
					1393	平成17年7月7日の交通費合計2758円のうち、タクシ一代のうち950円(750円及び200円)については領収書が提出されていないから、一戸議員負担分である118円は違法な支出である。また、タクシ一代1万0200円(4680円及び5520円)については、行き先が不明であり、私的な観光旅行であるから、一戸議員負担分である1275円は違法な支出である。	1393
					4500	平成17年7月7日の食事代合計4500円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	4500

名古屋青果市場、中
津川市、下呂市等へ
の視察13万1610円

1100	1100	平成17年7月7日の宿泊代6650円に含まれる朝食代11000円は議員報酬で充当されるべき支出である。	1100
563	563	藤村記念館への入館料563円は個人的な観光に伴う支出である。	563
2200	2200	平成17年7月8日の食事代2200円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	2200
1250	1250	平成17年7月8日の恵那峡遊覧船乗船料1250円については、私的な観光旅行に伴う支出にすぎない。	1250
1212	1212	平成17年7月9日の食事代1212円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	1212
719	719	平成17年7月9日の高速代合計719円については、白川郷への視察に伴うものであり、その視察自体の目的が不明であつて、単なる観光旅行である。	719
260	260	平成17年7月9日の宅配料260円については、個人的な荷物の発送費用にすぎない。	260
1981	1981	平成17年8月1日の写真代外合計1981円については、領収書が示されていない。	1981
34485	34485	平成17年8月1日の旅行者への代金10万3458円については、同年7月9日以降の旅程は単なる観光旅行であるから、一戸議員負担分のうち、少なくとも3分の1にあたる3万4485円は私的活動に伴う支出である。	34485
1100	1100	平成18年1月25日の旅費交通費6万2360円のうち、宿泊代に含まれる朝食代1100円は議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	1100
546	546	平成18年2月8日の挨拶菓子代3件分2730円は議員報酬から支出すべきものであるから、一戸議員負担分546円は違法である。	546
2510	2510	平成18年2月8日の食事代2510円(一戸議員負担分)については議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費を充当することは目的外支出である。	2510
1060	1060	平成18年2月8日に支出したとする1060円は、使途内容やその目的が不明である。	1060

131610

18.2.8~2.10鎌倉市 観光協会, 横浜マル 中青果市場, 小田原 市への視察7万9512円	79512	3840	平成18年2月9日の食事代3840円(一戸議員負担分)については議員報酬で賄われるべきであり, 政務調査費を充当することは目的外支出である。	3840
		1754	当該調査日程に照らせば, 平成17年2月10日午後5時20分以降のタクシ一代及び夕食代(一戸議員負担分は1554円)はすべて個人的支出である。さらに, ホテル利用税1000円は領収書が示されておらず, 一戸議員負担分200円が違法な支出である。	1754
		64	平成18年2月10日に支出されたとする320円は領収書が提出されておらず, 一戸議員負担分の64円については違法である。	64
		1092	平成18年2月10日の政務調査計画書作成費2980円と政務調査報告書作成費2480円は調査終了後の同日付の領収書であるが, 計画書作成が調査終了後となり, 上記書類が提出された形跡がないから, 一戸議員負担分の1092円が違法な支出である。	1092
		-219		-219
		74830	一戸議員の個人的な関心から行われた視察であり, 政務調査研究と関連がない。	74830
		156904		67,444
		408000	駐車場賃料は, 一戸議員自身が代表を勤める会社に対する資金提供であり, 目的外支出である。事務所賃料については, 電話料金の計上もされておらず, 活動拠点としての実態はなく, 会社による政務調査会議等に利用されており, このような家賃の支出は, 地方財政法の趣旨に照らしても目的外支出である。なお, 提出されている領収書の但書き欄にも何ら記載がなく, 体に不備がある。	408000
		408000		408000
		564904		475444
科目総額	337732		67,444	
事務所費	408000		408000	
家賃(水道光熱費含む), 18坪駐車場1台賃料 ※31000×12カ月 ※3000×12カ月	408000		408000	
科目総額	408000		408000	
小計	745732		475444	

64	平成18年2月10日に支出されたとして320円は領収書が提出されておらず、三上秋雄議員負担分の64円については違法である。	64
1092	平成18年2月10日の政務調査計画書作成費2980円と政務調査報告書作成費2480円は調査終了後の同日付の領収書であるが、計画書作成が調査終了後となり、上記書類が提出された形跡がないから、三上秋雄議員負担分の1092円が違法な支出である。	1092
-219		-219
1257	平成17年7月4日のあいさつ土産2件、送料合計1257円については、議会事務局への土産であり、政務調査研究との関連がない。	1257
2421	平成17年7月6日の交通費合計2421円については、単なる私的観光に伴う交通費である。	2421
2356	平成17年7月6日の食事代合計2356円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	2356
1393	平成17年7月7日の交通費合計2758円のうち、タクシードのうち950円(750円及び200円)については領収書が提出されていないから、三上秋雄議員負担分である118円は違法な支出である。また、タクシード1万200円(4680円及び5520円)については、行き先が不明であり、私的な観光旅行であるから、三上秋雄議員負担分である1275円は違法な支出である。	1393
4500	平成17年7月7日の食事代合計4500円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	4500
1100	平成17年7月7日の宿泊代6650円に含まれる朝食代1100円は議員報酬で充当されるべき支出である。	1100
563	藤村記念館への入館料563円は個人的な観光に伴う支出である。	563
2200	平成17年7月8日の食事代2200円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	2200
	報告書と明細の不合分	
	名古屋青果市場、中津川市、下呂市等への視察13万1610円	131610

	1250	平成17年7月8日の恵那峡遊覧船乗船料1250円については、私的な観光旅行に伴う支出にすぎない。	1250
	1212	平成17年7月9日の食事代1212円については、議員報酬で賄われるべきであり、政務調査費から支出することは目的外支出である。	1212
	719	平成17年7月9日の高速代合計719円については、白川郷への視察に伴うものであり、その視察自体の目的が不明であつて、単なる観光旅行である。	719
	260	平成17年7月9日の宅配料260円については、個人的な荷物の発送費用にすぎない。	260
	1981	平成17年8月1日の写真代外合計1981円については、領収書が示されていない。	1981
	35585	平成17年8月1日の旅行者への代金10万3458円については、同年7月9日以降の旅程は単なる観光旅行であるから、三上秋雄議員負担分のうち、少なくとも3分の1にあたる3万4485円は私的活動に伴う支出である。	35585
	科目総額	211122	68544
資料購入費	農業新聞購読料	7200	7200
	科目総額	7200	7200
人件費	事務所、書類の整理	15000	15000
	科目総額	15000	15000
事務所費	プレハブリース料 21000*12	252000	252000
	科目総額	252000	252000
小計		582102	439524
自己負担分		0	0
合計		582102	439524

10 谷川政人	資料作成費	議事録製本代	2500	2500	2500	政務調査研究との関連が不明である。	2500
	資料購入費	科目総額	2500	2500			2500
		書籍代 (弘前市史他)	14820	3670	3670	3670円 (520円, 1785円, 1365円) 及び1365円) については、いずれも議員個人が一般的教養を高めるための購読であり、目的外支出である。	0
	広報費	科目総額	14820	3670	3670		0
		調査研究結果の送料	2360	0	0		0
	事務所費	科目総額	2360	0	0		0
		借上料 (月45000円)	540000	360000	360000	事務所費のうち68万6533円は借上料、固定電話料金及び灯油代の合計額であるが、当該事務所は政務調査目的だけに使われているものではないから、上記金額の3分の2については政務調査活動以外の議員活動等に係る支出であり、違法である。	270000
		固定電話料金	69382	46255	46255		34691
		灯油代	5184	3456	3456		2592
		光熱水費	95647	71658	71658	工藤酸素店発行の領収書に係る合計2万1034円は、何を購入したのか不明であり、政務調査研究との関連が明らかでない。水道料1か月分2646円は期間外支出であり、目的外支出である。これらの残額である7万1967円のうち3分の2については政務調査活動以外の議員活動等に係る支出であり、違法である。	47823
	雑費	科目総額	710213	481369	481369		355106
		インク料	13338	8892	8892	事務所が政務調査目的だけに使われているものではないから、事務所使用に伴う事務用品についても、支出額の3分の2については政務調査活動以外の議員活動等に係る支出であって、違法である。	6669
		事務用品・消耗品代	12065	8043	8043		6032

	科目総額	25403	16935		12701
小計		755296	504474		370307
自己負担分		-35296	-35296		-35296
合計		720000	469178		335011
11 工藤良憲	研究研修費	79040	79040	政務調査研究との関連が不明である。	61855
	神奈川, 浜松, 愛知新 農業研修				
	岩手県岩泉町, 野田村 への山林活用のための 調査研究	28400	28400	政務調査研究との関連が不明である。	17900
	科目総額	107440	107440		79755
	調査旅費	120259	120259	領収書が提出されていない。	120259
	高松市での全国都市問 題会議への参加費用				
	石巻・遠野視察 (グ リーンツーリズム)	39707	39707	政務調査研究との関連が不明である上, 工藤良憲議員の調査への参加の有無自体が確認できない。	0
	静岡無農薬農場視察	24000	24000	領収書が提出されていない。	24000
	科目総額	183966	183966		144259
	資料購入費	10000	10000	領収書が提出されていない。	10000
	古代誌 (唐津市史) 購 入費				
	参考書購入費	1457	1457	領収書が提出されていない。	1457
	農業新聞購読料	30600	30600	領収書が提出されていない。	30600
	全国農業新聞購読料	7500	7500	領収書が提出されていない。	7500
	科目総額	49557	49557		49557
	会議費	540000	540000	領収書が提出されていない。	540000
	市政報告会 (180回* 3000円)				
	小型専用自動車ガソリ ンその他	64000	64000	領収書が提出されていない。	64000

	科目総額	604000	604000	604000	604000			604000
事務所費	事務所借上料	100000	100000	100000	100000		領収書が提出されていない。	100000
	電気料金、水道料、電話料（基本料金）等	70229	70229	70229	70229		領収書が提出されていない。	70229
	科目総額	170229	170229	170229	170229			170229
小計		1115192	1115192	1115192	1115192			1047800
自己負担分		-395192	-395192	-395192	-395192			-395192
合計		720000	720000	720000	720000			652608
12 三上 博	研究研修費	高松市での第67回 全国都市問題会議への 参加費用	120259	120259	120259		議員活動を行う上での一般的教養を高めるための会議にすぎず、政務調査活動に資するものではない。	120259
	調査旅費	10/15函館出張	24500	24500	24500		国政に関する調査であり、政務調査研究との関連が不明である。	0
	科目総額	120259	120259	120259	120259		カラカラ会の旅行費用の一部であり、単なる私的な観光旅行にすぎない。	51740
	長野県「カラカラ会」	136530	136530	84790	84790		カラカラ会の旅行費用の一部であり、単なる私的な観光旅行にすぎない。また、領収書が取得できなかった理由も説明されていない。	84790
	科目総額	161030	161030	161030	161030			136530
	資料購入費	書籍及び資料購入21 万6837円明細						
		9300, 9300, 29000	47600	47600	47600		政務調査研究との関連が不明である。	0
		9345, 3339, 15693, 24108, 2860, 1549, 1407, 4480, 7700, 4480, 1500, 23100, 620, 5493, 9679	115353	115353	115353		個人的趣味に基づく購読である。	23408

	2500, 14400, 3000	19900	19900	政務調査研究と何ら関連のない支出である。	19900
	749, 1735	2484	2484	当該支出は平成17年度中にされたものではない。	2484
	31500	31500	0		0
	科目総額	216837	185337		45792
会議費	市民と語る他	54600	54600	会費や寄付金とみられる領収書に係る合計4万2000円(2万4000円及び1万8000円)は、政務調査研究と関連がなく、目的外支出である。かどや発行の領収書に係る3000円は、ワイン頒布会におけるもので、目的外支出である。百沢保養所の貸与に係る入金票9600円は領収書ではなく、同額が支出されたことを客観的に検証することができない。	54600
	科目総額	54600	54600		54600
事務所費	維持管理費10000× 12ヶ月	120000	80000	事務所は政務調査目的だけに使われているものではなく、支出額の3分の2については政務調査活動以外の議員活動等に係る支出であるから、違法である。	60000
	科目総額	120000	80000		60000
雑費	通信費その他	22040	20900	財団法人弘前高等学校奨学会への1万2000円の支出は、政務調査研究と関連がなく、目的外支出である。日本海議事行セーターへの7700円は、資料購入費と二重に計上されている疑いがあり、違法な支出である。高速道路通行料1200円は、使途内容や目的が不明である。	20900
	科目総額	22040	20900		20900
小計		694766	622126		438081
自己負担分		0	0		0
合計		694766	622126		438081

13 金谷 昭	調査旅費	8月5～6日秋田, 山形視察及び11月1～2日第37回日展常設展視察	130800	130800	130800	単なる個人的な観光旅行である。	130800
		ガソリン代3000×12か月	36000	0	0		0
		科目総額	166800	130800	130800		130800
	資料購入費	日本教育新聞購読料2625円×11か月	28875	0	0		0
		「平成の大合併」購入費	10475	10475	10475	書籍代9975円は個人的な書籍の購読に係る支出であり, 差額500円は支出されていないのに計上されたものである。	0
		東奥日報, 陸奥新報購読料, 弘前市史等	122863	0	0		0
		自治誌ベルタ購読料	10000	0	0		0
		自治誌ダイフアイル購読料	77500	4250	4250	差額4250円の用途が不明である。	4250
		科目総額	249713	14725	14725		4250
	会議費	自宅における会議兼報告会 (H18. 1/9)	5000	0	0		0
		科目総額	5000	0	0		0
	人件費	アルバイト代2名分 (資料整理・インターネット検索) 2500×2名×12か月	60000	60000	60000	領収書の但書きには「資料制作代」と記載されているが, 資料作成費は計上されおらず, この点についての金谷議員の説明に一貫性がなく, 不自然である。	45000
		科目総額	60000	60000	60000		45000
事務所費	コピー・パソコンリース料23625円×12か月	283500	283500	283500		283500	

	ヤフー接続料	72165	72165	72165	請求書の宛先は「かなや昭後援会」であり、後援会活動に使用しているものであるから、目的外支出である。	72165
	事務所電話料	20280	20280	20280		10638
	電気料(25%計上)	0	45648	0		0
	コピーチャージ料	60480	60480	60480		45360
	科目総額	482073	436425			411663
雑費	政務調査のための事務消耗品(視察のためのインスタントカメラ・現像・プリント代)	6242	6242	6242	後援会事務所で使用するための支出であり、目的外支出である。	2423
	科目総額	6242	6242	6242		2423
小計		969828	648192			594136
自己負担分		-249828	-249828			-249828
合計		720000	398364			344308
14 松橋武史	調査旅費	H17.11.22北東北若手議員の会(青森市、県知事より道州制について、県立美術館未 completion 視察)	13000	13000	政務調査研究との関連が不明である。	0
		H18.2.18北東北若手議員の会(大館市長より土壌洗浄について、現場視察)	7392	7392	提出された領収書からは政務調査研究との関連が明らかにならず、個人的な旅行費用である。	0
		H17.10.1日展視察(東京)	72300	72300	日展常設展を視察した際の具体的事情すら説明されず、単なる個人的な旅行である。	72300
		H18.3.22世界の蘭展視察等	2400	2400	単なる個人的趣味に基づく視察である。	1200

	ガソリン代 3000×12 か月分	36000	0	0		0
	科目総額	131092	95092			73500
資料作成費	インクジェット代 コピー用紙代等	23252	15501		後援会活動やその他の議員活動にも使用されているから、目的 外支出が含まれる。	0
	科目総額	23252	15501			0
資料購入費	新聞代 図書代	69200	67200		東奥日報の配達先は松橋議員の自宅であるところ、同議員は自 宅外に事務所を設置しているから、同議員の家族が購読するた めに支出しているものである。また、陸奥新報の購読料に係る 領収書には不備がある。	31200
	科目総額	69200	67200			31200
広報費	名刺印刷代	8000	8000		提出されている領収書には不備がある。	4000
	封筒代	14700	14700		提出されている領収書には不備がある。	0
	議会報告書印刷費代	151700	151700		年末年始の挨拶を兼ねた松橋議員の後援会ニュースの印刷費用 と疑われるから、目的外支出である。	0
	議会報告書送料代	162990	162990		上記後援会ニュースを発送料金も目的外支出である。	0
	科目総額	337390	337390			4000
人件費	政務調査員の人件費 (H17.4～H18.3, 12カ 月分*15000)	180000	60000		アルバイトは政務調査目的だけに雇用されているものではな く、目的外支出が含まれる。	0
	科目総額	180000	60000			0
事務所費	調査研究活動のための 事務所費・コピー機・ リース代等 (H17.4～H18.3, 12カ 月分*200000)	180000	60000		事務所は政務調査目的だけに使われているのではなく、目的 外支出が含まれる。	0
	電気代 (25%計上)	29612	0			0
	電話代 (25%計上)	32995	0			0

	科目総額	242607	60000		0
	根拠不明の違法主張額	0	60000		0
小計		983541	695183		108700
自己負担分		-263541	-284934		-263541
合計		720000	410249		0
15 山谷秀造	研究研修費	96780	96780	議員活動を行う上での一般的教養を高めるための会議にすぎず、政務調査活動に資するものではない。	15480
	調査旅費	96780	96780		15480
		112751	112751	調査研究活動の内容や実態が不明であり、違法である。	13033
		132550	132550	政務調査活動の内容や実態が不明であり、違法である。	26836
	ガンリン代	53869	53869	車両の使用実態が極めて不自然であり、家族使用分が大半を占めていた可能性が高いから、それに伴うガンリン代の支出は目的的外支出である。	53869
	資料購入費	299170	299170		93738
	図書・書籍購入費	45010	20060	書籍・図書のうち、ぎょうせいからの購入分1万6950円(9600円及び7350円)と弘前市史等頒布代8000円を除く2万0060円は、個人的購読である。	5000
	新聞購読料(地方紙全国紙)	103284	103284	提出された領収書に不備がある。	0

資料代	56452	15312	資料購入費のうち、ファクス用紙7000円については領収書が示されていない。また、領収書が提出されているものについても、コピー用紙や「らくがきがきょう」などの購入費を計上しているから、1万4612円(315円, 325円, 1194円, 473円, 557円, 1万0500円, 618円及び630円)は目的外支出である。	700
自己負担分	-1	0		0
科目総額	204745	138656		5700
広報費				
議会費				
人件費				
雑費				
電話料				
写真代				
科目総額				
小計				
自己負担分				
合計				
16 工藤 力				
研究研修費				
調査旅費				
高松市での全国都市問題会議への参加費用	100720	100720	議員活動を行う上での一般的教養を高めるための会議にすぎず、政務調査活動に資するものではない。	19420
科目総額	100720	100720		19420
宇城市等への調査	137677	137677	政務調査研究の内容や実態が不明であり、私的な観光旅行である。	6940
科目総額	137677	137677		6940
小計	101294	89630		50579
科目総額	845647	748881		165497
自己負担分	-125647	-125647		-125647
合計	720000	623234		39850
電話料	62243	50579	携帯電話利用料金13万8081円は個人的利用に伴う支出であり、目的外支出である。固定電話利用料金のうち、領収書が示されていない6万4237円は違法な支出であり、領収書が示されている4万6655円についても、政務調査目的だけに使われているものではなく、目的外支出が含まれる。	50579
写真代	39051	39051	写真代は何を購入したのか明らかでなく、政務調査研究との関連が不明である。	0
科目総額	101294	89630		50579
自己負担分	845647	748881		165497
合計	-125647	-125647		-125647
小計	720000	623234		39850
16 工藤 力				
研究研修費				
調査旅費				
高松市での全国都市問題会議への参加費用	100720	100720	議員活動を行う上での一般的教養を高めるための会議にすぎず、政務調査活動に資するものではない。	19420
科目総額	100720	100720		19420
宇城市等への調査	137677	137677	政務調査研究の内容や実態が不明であり、私的な観光旅行である。	6940
科目総額	137677	137677		6940

	近江八幡市等への調査	147525	147525	147525	40965	政務調査研究の内容や実態が不明であり、私的な観光旅行である。
	鳴門市等への調査	106657	106657	106657	0	政務調査研究の内容や実態が不明であり、私的な観光旅行である。
	ガソリン代	42778	42778	42778	42778	根拠が不明である。
	科目総額	434637	434637	434637	90683	
資料購入費	陸奥新報購読料	31200	31200	31200	0	陸奥新報購読料のうち平成17年4月分は領収書が提出されていないし、その他の月の購読料についても、いつ支払われているのか確認できないから、違法な支出である。
	毎日新聞購読料	36084	36084	36084	0	購読料がいつ支払われていたのか確認できないから、違法な支出である。
	東奥日報購読料	36000	36000	36000	0	購読料がいつ支払われていたのか確認できないから、違法な支出である。
	書籍代 (情報誌)	35880	35880	35880	0	弘前市議会事務局総務係発行の請求書兼領収書記載の合計3万5880円は、政務調査研究との関連が不明である。
	書籍代	33200	33200	0	0	
	科目総額	172364	139164	139164	0	
広報費	議会報告等	4000	4000	0	0	
	科目総額	4000	4000	0	0	
会議費	会議諸費	3000	3000	0	0	
	科目総額	3000	3000	0	0	
雑費	青森地方裁判所への郵便料	230	230	230	230	裁判所への書類の郵送料740円のうち230円は目的外支出である。
	コピー・文具代	654	400	400	0	コピー代・文具代のうち、コピー代400円は何をどのような目的でコピーしたか不明であり、政務調査研究との関連が明らかでない。
	電話代	142237	101934	101934	105961	電話代については、携帯電話利用料金5万6763円は個人的利用に伴う支出であり、目的外支出であるし、残額の固定電話利用料金16万1568円についても、政務調査目的だけに使われているものではなく、目的外支出が含まれる。
	科目総額	143121	102564	102564	102564	
小計		857842	777085	777085	212667	
自己負担分		-137842	-137842	-137842	-137842	
合計		720000	639243	639243	74825	

17	下山文雄	調査旅費	北海道斜里町視察・公園, 小学校りんどご生査管理アトバイス, 網走市図書館, 小清水町リリーパーク (05.7.21日~23日)	67300	67300	67300	斜里町への諸費6万7300円については, 同町で開催されたイベントに参加するためのものであり, 目的外支出である。	0
			厚生労働省訪問における旅費 (06.1.12~13日)	37340	37340	37340	チケット代金3万7340円については, 領収書の作成日付を書き換えた疑いがあり, 期間外支出というべきであるし	0
			駐車料金	200	200	200	駐車料金200円については, 具体的説明がされておらず, 目的外支出である。	0
			タクシー代	660	660	660	タクシー代660円は期間外支出である。	0
			科目総額	105500	105500	105500		0
		資料作成費	会議録製本代	2500	2500	2500	何を製本したか明らかでなく, 個人的支出である。	0
		資料購入費	科目総額	2500	2500	2500		0
			書籍購入代	41371	30571	30571	弘前市議会議事務局総務係発行の領収書に係る合計8295円 (2100円, 1995円及び4200円) は, 何を購入したのか明らかではなく, 政務調査研究との関連が不明である。紀伊国屋書店発行の領収書に係る合計1万0276円 (3885円, 700円, 4851円及び840円) は, 政務調査研究との関連が不明である。	0
			全国農業新聞購読料 600×12カ月	7200	1800	1800	農業新聞購読料は, 期間外3か月分1800円 (平成17年1月分から同年3月分まで) が含まれている。弘前書店発行の領収書に係る1万2000円は, 政務調査研究との関連が不明である。	0
		広報費	科目総額	48571	32371	32371		0
			資料(広報)印刷	51240	51240	51240	アサヒ印刷発行の領収書に係る5万1240円 (1万8230円, 7140円, 1万0140円及び1万5730円) は, 何の資料を印刷したのか不明であり, 政務調査研究との関連が不明である。	0
			葉書代	650	0	0		0

写真代	7688	4707	写真代のうち合計4707円(430円, 651円, 1364円及び2262円)に係る支出は, 何を購入したのか不明であり, 政務調査研究との関連が不明である。	0
電池代(カメラ用)	11000	11000	電池代1万1000円は個人的使用も含まれていると考えられ, 目的外支出である。	0
科目総額	70578	66947		0
会議費				
市民と語る会における講師謝礼金	10000	10000	講師謝礼1万円は, 栽培技術向上を目的とするもので, 目的外支出である。	0
弁当代・お茶代	176675	176675	弁当代合計15万1000円及びお茶代・果物代合計2万5675円は, 後援会活動であったことが疑われ, 目的外支出である。	0
灯油代	9005	9005	灯油代9005円は, その使用実態が明らかでなく, 政務調査研究との関連が不明である。	9005
科目総額	195680	195680		9005
雑費				
筆記用具, ノート他	3594	3594	提出された領収書は何に購入したか客観的に検証できないから, 違法である。	0
科目総額	3594	3594		0
小計	426423	406592		9005
自己負担分	0	0		0
合計	426423	406592		9005
18 藤田隆司				
研究研修費				
①ボランティア活動推進全国フォーラム, ②地方財政セミナー, ③自治総研セミナーの各参加費及び参加旅費	102900	102900	自治総研セミナー参加費・資料代に係る領収書は宛先不明で, 領収書の体裁に不備がある。地方財政セミナー参加費3万4300円及びボランティア活動研究3万3300円は, 真実それぞれの会合に参加したものか検証できないし, 調査研究の実態があつたかも不明である。	0
科目総額	102900	102900		0
調査旅費				
鳥羽市行政視察(一般行政, 観光行政など)	121970	121970	政務調査研究の内容や実態が不明であり, 単なる私的な観光旅行である。	0
科目総額	121970	121970		0
資料購入費				
現代地方自治キーワード購入費	2730	0		0
「介護保険制度を考える」購入費	1000	0		0
日本農業新聞購読料	25500	0		0

「これでもいいのか地方議会」購入費	500	0	0	0	
	科目総額	29730	0	0	
広報費					
議会活動報告書郵便代	244000	244000			何をどのような目的で郵送したのか不明であり、後援会活動に充当されたと疑われるから、違法な支出である。
事務用品 (のり, 文房具等)	1993	1993			使途が不明である。
科目総額	245993	245993			
人件費					
アルバイト代 (資料整理などの調査研究補助)	340000	340000			領収書には受取人の住所の記載がなく、不備がある。
科目総額	340000	340000			170000
小計	840593	810863			170000
自己負担分	-120593	-120593			-120593
合計	720000	690270			49407
19 富士博嗣					
研究研修費					
広告賛助金	5000	5000			広告賛助金5000円は、計上根拠が不明である上、領収書の体裁にも不備があるから、目的外支出である。
H17.4.28市政懇談会	3000	3000			新弘前市を考える懇談会費3000円は、懇談会に重点を置いた飲食費としての支出というべきであり、目的外支出である。
講演会 (佐藤愛子)	1000	0			0
H17.6.29市政懇談会	3000	3000			新弘前市を考える懇談会費3000円は、懇談会に重点を置いた飲食費としての支出というべきであり、目的外支出である。
H17.9.21懇談会	7000	7000			理事者と議員の懇談会会費7000円は、期間外支出である。日付が前年度のものである。
H17.10.31講演会 (ベアテの贈りもの)	1000	0			0
H17.11.7講演会 (憲法を守る会)	10000	9000			憲法を守る会青森発行の領収書1万円分は、チケット10枚を購入した際の領収書であるが、1枚あたり1000円であるから、富士議員分を除く9枚分9000円分は支出根拠がない。
2005/12/2農業者との懇談会における駐車料	200	200			駐車料200円は、農業者との懇談会の参加時に係る駐車料金との説明がされているが、同懇談会の開催の有無を検証することができない。
合計	200	200			200

	H17. 12. 24 県政報告会	3000	3000	3000	県政報告会 30000円は、領収書に忘年親睦会との記載があるから、飲食費に充当される会費であり、目的外支出である。	0
	H18. 1. 31 市政懇談会	3000	3000	3000	新弘前市を考える懇談会費 30000円は、懇談会に重点を置いた飲食費としての支出というべきであり、目的外支出である。	0
資料作成費	科目総額	36200	33200	33200		21200
	事務用品購入費	1680	1260	1260		1260
	インデックス購入代	1940	1455	1455	事務用品等は政務調査目的だけに使われているものではないから、事務用品代やプリンターインク代のうち4分の3は政務調査活動以外の議員活動等に係る使用分として、違法である。	1455
	元帳購入代	2466	1850	1850		1850
	インク購入代	7420	5565	5565		5565
	ファイルケース購入代	720	540	540		540
	科目総額	14226	10670	10670		10670
	書籍代	15989	15989	15989	書籍代のうち6000円に係る領収書については、当該領収書の体裁に不備がある。残額の2万6793円については、政務調査研究との関連が不明であり、違法な支出である。	7200
	雑誌代	3859	3859	3859		0
	法律書購入費	12945	12945	12945		0
新聞購読料	36000	36000	36000	東奥日報購読については、領収書が提出されていない。	36000	
科目総額	68793	68793	68793		43200	
広報費	議会報告書送達料	30000	30000	30000	年賀葉書の購入は目的外支出である。	30000
人件費	科目総額	30000	30000	30000		30000
	アルバイト料	600000	600000	600000	領収書が提出されていない。	600000
	科目総額	600000	600000	600000		600000
事務所費	賃借料 20000×12か月	240000	240000	240000	領収書は1枚しか提出されていないし、提出された領収書によっても何を購入したものか明らかにならないから、違法な支出である。	240000
	ガス・灯油代	60733	60733	60733		60733
雑費	科目総額	300733	300733	300733	事務所費が違法であるから、それに伴い事務所設置の電話代への支出も違法な支出である。	300733
	電話代 (事務所設置)	44758	44758	44758		23536
	科目総額	44758	44758	44758		23536
	科目総額	1094710	1088154	1088154		1029339
自己負担分	科目総額	-374710	-374710	-374710		-374710
	科目総額	720000	713444	713444		654629
	科目総額	58500	58500	58500	酒田市での政務調査活動内容を客観的に検証できないし、領収書には収入印紙の貼付もないから、領収書に不備がある。	58500
20 高谷友視	調査旅費					

	中国(大連市) 視察	258000	258000	258000	提出された領収書は工藤栄弥議員が発行したものであるが、その支出の有無を客観的に検証することができず、そもそも政務調査活動の内容や実態が不明であるから、目的外支出である。	0
	和歌山(鳥羽) 視察	144000	144000	144000	提出された領収書は工藤栄弥議員が発行したものであり、その支出の有無を客観的に検証することができない。	144000
	駐車料金	1500	1500	1500	領収書が提出されていない。	1500
	科目総額	462000	462000	462000		204000
資料購入費	農業新聞等購読料	92600	86000	86000	農業新聞購読料6600円分以外は、領収書に発行日の記載がなく支出時期を特定できなかつたり、期間外支出に係る領収書であるなど、体裁に不備がある。	0
	書籍代	114300	74610	74610	住宅地図は政務調査研究との関連があるが、それ以外は関連が不明である。そして、住宅地図の金額は3万9690円とすべきであるから、残額の7万4610円は違法な支出である。	0
	科目総額	206900	160610	160610		0
会議費	市政を語る会におけるお茶菓子代2回及び会場借上料	53000	33000	33000	但書きに「事務整理」と記載がある領収書2枚は、その使用内容が不明である。	0
人件費	市政を語る会における事務整理等のアルバイト代 5000×4人分	20000	20000	20000	提出された領収書に住所の記載がなく、領収書に不備がある。	15000
	科目総額	741900	675610	675610		15000
	小計	-21900	-21900	-21900		219000
	自己負担分	720000	653710	653710		-21900
	合計	130780	130780	130780	当該旅行日は会派市政会行政視察による旅行と重複しており、経費の二重計上である。	197100
21 成田善一	島根市への市町村合併と政務調査費に関する視察	96300	96300	96300	酒田市での政務調査活動内容を客観的に検証できないし、領収書には収入印紙の貼付もないから、領収書に不備がある。	861
	松本市区画整理事業の視察	40000	40000	40000	当該旅行は、弘前駅前北地区土地区画整理審議会委員又は駅前商店街振興組合理事として参加した旅行であり、政務調査活動と関連がない。	40000

旭川市区画整理事業視察	7245	7245	7245	7245	当該旅行は、弘前駅前北地区土地区画整理審議会委員又は駅前商店街振興組合理事として参加した旅行であり、政務調査活動と関連がない。	7245	7245
中国大連市への青森県との経済交流や病院の医療行政等に関する視察	258000	258000	258000	258000	提出された領収書は工藤栄弥議員が発行者で、支出の有無を客観的に検証することができない。	258000	258000
東京・名古屋私立幼稚園補助金陳情・視察	98500	98500	98500	98500	当該旅行の目的が不明である。	98500	98500
鳥羽市への予算編成や市町村合併等に関する視察	136370	136370	136870	136370	提出されている領収書は工藤栄弥議員が発行者で、支出の有無を客観的に検証することができない。	136870	136370
山形、米子、千歳タクシー使用	13980	13980	13980	13980	提出されている領収書の発行日は会派市政会行政視察による旅行と重複しており、経費の二重計上である。また、470円については領収書が提出されていない。	13980	13510
科目総額	781175	781175	781675	781175		781675	685266
資料購入費							
書籍購入費	13170	13170	590	590	提出された領収書のうち、1600円の領収書は政務調査研究との関連が不明である。	590	0
科目総額	13170	13170	590	590		590	0
広報費							
はがき・切手代(議会報告会開催通知用)	25000	25000	0	0		0	0
科目総額	25000	25000	0	0		0	0
雑費							
FAXインク費	2430	2430	1823	1823	FAXインク代は政務調査目的だけに使われているものではないから、計上額の4分の3については政務調査活動以外の議員活動等に係る支出であり、違法である。	1823	1215
科目総額	2430	2430	1823	1823		1823	1215
小計	821775	821775	784088	784088		784088	686481
自己負担分	-101775	-101775	-101775	-101775		-101775	-101775
合計	720000	720000	682313	682313		682313	584706
22 工藤栄弥							
研究研修費							
シヤモロック試験肥育、農産物二次加工品試作に係るヒナ代、飼料代、原料代、その他雑費	135990	135990	135990	135990	領収書が提出されていない上、何をどのように計上したかも不明である。	135990	135990
科目総額	135990	135990	135990	135990		135990	135990

調査旅費	大連市(中国) 二本松市, 白石市, 新瀉市, 秋田市, 鳥羽市, 和歌山市, 岩手町, その他青森県内における視察	542230	542230	542230	提出された領収書等を合計しても計上した金額にはならない。また, 5万8500円及び14万4000円の領収書は再発行であり, 実際に支出があったことを裏付ける領収書でない疑いがある。さらに, 訪問目的も不明である。	284230
資料購入費	科目総額	542230	542230	542230		284230
	新聞購読料, 定期購読紙購読料等	87630	87630	87630	提出されている領収書は訂正箇所があるなど, 実際に支出があったことを裏付ける領収書とはいえない。	54110
	科目総額	87630	87630	87630		54110
会議費	シヤモロック試食会に係る案内状作成費	10050	10050	10050	上記シヤモロックの試食に関わる支出であるし, 領収書も提出されていない。	10050
	科目総額	10050	10050	10050		10050
雑費	ガソリン代(年間走行距離15000km×50%÷1リットルあたりの走行距離×ガソリン1リットルあたり120円)	140000	140000	140000	領収書が提出されていないし, 給油内容の明細も示されず, 14万円を計上した根拠が不明である。	140000
	科目総額	140000	140000	140000		140000
小計		915900	915900	915900		624380
自己負担分		-195900	-195900	-195900		-195900
合計		720000	720000	720000		428480
町田藤一郎	研究研修費					
	戦後の神繩調査(H18.2.17~2.19)みちのくの塔, 平和の礎, 資料館, 平和祈念資料館, 恩納村, 琉球村, 牧志市場等	215000	215000	215000	調査研究の内容が不明であり, 単なる私的な観光旅行である。	35000
	科目総額	215000	215000	215000		35000

調査旅費	管内調査におけるガソリン代(1リットルあたり8k m走行し、1リットルあたり117円として、1300k m走行分)	19012	19012	19012	管内調査において1300k mを走行したとすの根拠自体が不明であるし、提出されている領収書も、平成17年度の1年分であるにもかかわらず、その作成日付は同年7月であるなど不自然である。	19012
資料作成費	科目総額	19012	19012			19012
	市政報告書作成配布等(4月予算、8月合併、10月決算、12月合併等の議会報告の資料作成、人件費、印刷代、コピー代、用紙代等)	37000	37000	37000	提出されている領収書に係る2万4000円は、「議会報告の資料作成」に要した経費であり、議員活動に必要な資料作成に付随する支出であり、目的外支出である。残額の1万3000円は領収書が示されていない。	13000
資料購入費	科目総額	37000	37000	37000	赤旗購読料9600円に係る領収書は、発行日の日付がなく、領収書の体裁に不備がある。	0
	日本経済新聞購読料	42816	42816	42816	提出されている領収書は期間外支出である。	0
	陸奥新報購読料	31200	31200	31200	提出されている領収書は期間外支出である。	0
	その他図書代	8100	8100	8040	政務調査研究との関連が不明である。	0
	科目総額	91716	91716	91716	領収書が提出されていない。	60
広報費	議会報告(今後の合併の進め方について等、予算、決算)並びに県東北全国議長会の報告及び意見交換に係る会場借上料、お茶菓子・ジュース代、清掃代	48000	48000	48000	県東北全国議長会の報告は、県議会議長としての活動であるから、目的外支出である。しかも、報告会が開催されたのは平成17年12月24日であり、一般に同日に報告会を行うことは想定し難いから、後援会の会合と考えられ、お茶菓子代やジュース代等の支出は、目的外支出である。	0
	科目総額	48000	48000	48000		0
人件費	事務補助職員雇用代(時給750円、9時~16時まで、1週間に1日)	216000	144000	144000	アルバイトは政務調査目的だけに雇用されているものではないから、計上額の3分の2については政務調査活動以外の議員活動等に係る支出として、違法である。	108000
	科目総額	216000	144000	144000		108000

事務所費	事務所賃貸料(電気、水道、光熱費を含む。)	192000	128000	事務所は政務調査目的だけに使われているものではないから、計上額の3分の2については政務調査活動以外の議員活動等に係る支出として、違法である。	96000
	科目総額	192000	128000		96000
小計	自己負担分	818728	682728		271072
	合計	-98728	-98728		-98728
24 工藤光志	科目総額	720000	584000		172344
	研究研修費				
	ひろさき21クラブに 対する定例会費	5000	5000	ひろさき21クラブ発行に係る領収書の5000円は、但書きの「定例会費」との記載からすれば、同会運営の支援のための支出と考えられ、政務調査研究との関連が明らかでない。	5000
	雪国住宅セミナー参加 費	10000	10000	「工藤金正」発行に係る領収書の1万円は、発行者の住所の記載がなく、いかなる目的で支出されたか客観的に検証できない。	10000
	弘前パークホテルのチ ケット代	7000	7000	弘前パークホテル発行に係る領収書の7000円は、工藤光志議員の後援会宛に発行されたものであり、違法である。	7000
	自由民主党青森県支部連 合会主催のセミナーへの 参加費	20000	20000	自由民主党青森県支部連合会発行に係る領収書の2万円は党費の納入と考えられ、目的外支出である。	0
	科目総額	42000	42000		22000
	調査旅費				
	仙台市(荒巻学校給食 センター)視察	53730	48680	提出されている領収書のうち、合計1万9710円(6970円、6060円、900円、820円、600円、2340円及び2020円)は、支出の目的が明らかでないから、違法な支出である。ホテル代8350円については、領収書に領収印がなく体裁に不備があるし、支払明細欄には前受金との記載があるから、旅行代金2万0620円との二重計上である。また、接見した人物の名刺や資料が示されており、政務調査研究の内容や実態を検証することができない。	18990
	科目総額	53730	48680		18990
資料作成費	市政報告会等の出席者 に配布する資料等の作 成費	106150	106150	提出された領収書の但書きには「文書印刷代」「書類印刷代」「製本代」としか記載されておらず、政務調査研究との関連が明らかでない。	0
	科目総額	106150	106150		0

資料購入費	書籍代(第一法規, 農山漁村協会発行書籍, 児童書, 社会政治書), りんごニュース購読料, 全国農業新聞購読料, 児童ビデオ購入費等	92323	87315	16112	りんごニュース購読料1万2000円については領収書が提出されていない。領収書が提出されているものうち, 130円についてはスポーツ新聞購読代, 合計1816円については児童書購入費, 8504円については児童ビデオ購入費であるから, いずれも目的外支出であるし, 合計6万2465円(1890円, 859円, 840円, 930円, 1711円, 1365円, 850円, 9600円, 1万5200円, 8800円及び1万8950円)は, いずれも政務調査活動との関連が不明である上, 1470円については期間外支出である。全国農業新聞購読料のうち, 平成17年1月分から同年3月分合計1800円は期間外支出である。	
	科目総額	92323	87315	16112		
	広報費	資料送付に係る切手, 葉書代	156210	156210	0	11万8000円及び3万1000円の領収書は, 何を購入したのか不明であるから, 実際に広報活動がされたのかも不明である。また, 郵便代についても, 政務調査研究との関わりが説明されていない。
	会議費	市民との意見交換会における会場借上料, 茶菓子代	166265	166265	48000	提出されている領収書のうち, 4万8000円については期間外の支出に係るものであり, その他の領収書はいずれも個人的会食に関するものである。
	人件費	議会活動調査研究補助に関するアルバイト代	360000	240000	48000	アルバイトは政務調査目的だけに雇用されているものではないから, アルバイト代を全額計上するのは違法である。
	事務所費	事務所電話代	18537	15579	180000	平成17年10月分ないし同年12月分の支出については領収書が示されておらず, 平成18年4月分については期間外支出である。平成18年2月分及び3月分については, 支出された時期自体は平成18年度であり, 期間外支出である。残額の1万1833円と計上額との差額6704円は使途不明である。その上で, 事務所電話代は政務調査目的のみに使われているものではないから, 電話代を全額計上することは違法である。
	科目総額	18537	15579	12620	12620	
	科目総額	18537	15579	12620	12620	

雑費	事務用品購入費(印紙, 文具, クリアブック等)	9159	7203	印紙代200円については, 政務調査費から支出されることが想定されていないから, 目的外支出である。クリアブック購入費374円は領収書が示されていないし, クリアブック等購入費762円は期間外支出である。その上で, 残額の7823円については, 事務用品は政務調査目的だけに使われているものでないから, 事務用品代を全額計上することは違法である。	5147
		9159	7203		5147
小計	科目総額	1004374	869402		302869
自己負担分		-284374	-284374		-284374
合計		720000	585028		18495

これは正本である。

平成22年3月26日

青森地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 小笠原 勝

